

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 渕 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
監 査 委 員 長	高 山 浩 之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
--------	---------	-----	---------

書 記 近 藤 圭 代

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆様方、おはようございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝よりありがとうございます。最後までよろしく願いをいたします。

それでは、始めます。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 北倉利治君の発言を許します。

北倉君。

○4番（北倉利治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号4番、瑞清クラブの北倉利治です。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、早朝より多くの傍聴にお見えになられた方、大変ありがとうございます。最後までよろしく願いを申し上げます。

今回、私の質問には、少しテーマをもって質問させていただきたいと思っております。瑞穂市を今後どのように売り出せるか、瑞穂市を知ってもらえるか、瑞穂市の営業というような格好で、中心に質問をさせていただきます。

あとは、質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、瑞穂市のブランド、富有柿の売り込みについてお聞きしたいと思います。

毎年、正月前後になりますと、畑からチェーンソーの音が聞こえてきます。また柿の木が切られて減っていくのかと、大変寂しい気持ちであります。富有柿の発祥のまちですが、生産農地が多い近隣の本巢市や大野町には生産量では大きく引き離されています。しかし、売り方を考えることによって、もっと富有柿が売れるのではないかと。今後、この富有柿の販売について、どのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 北倉議員の御質問にお答えいたします。

富有柿につきましては、御存じのとおり、このように今ふるさと納税の記念カタログ、表紙に一番多く大きく載せております。こういった中で、ふるさと納税等の返礼品、こういった形

で富有柿をPRしているところがございます。

冬になると柿の木が切られるというようなことを言われたところがございますが、柿の生産につきましては、新たに就農される50歳未満の若い方に対して、経営確立を支援するための農業次世代人材投資事業補助金を活用して農業後継者の担い手となっていただいております。近年では2名の方が富有柿の栽培に取り組んでおられます。そのうち1名の方は、富有柿をハロウィン柿として販売、また本巢市の洋菓子店や高校と協力して、ロールケーキなどを共同開発し、その都度マスコミを通じてPRをされているところがございます。

岐阜市を中心とした広域連携事業、また岐阜のアンテナショップが東京秋葉原にあります日本百貨店しょくひんかんへの地元のすぐれた食を紹介する形で、それらへの出品も今後働きかけてまいりたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） さまざまな二次製品等、それから富有柿を売り込んでいただいていると思っております。その成果もまた今度教えていただきたいなと思っております。

本巢市でも地元の高校と協力して、本巢市のマクワウリにアイスをかけてマクワウリのアイスということで、いろんなところで売っておみえと聞いております。二次製品もありますが、富有柿自体をこのようにどこかの団体と売り込みをしていかれるというような考えはないかなということをお聞きしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 富有柿の加工品は、現在地元柿農家の方などで結成いたしました女性グループ、柿りんが富有柿の加工商品として柿ジャムをつくっており、JAぎふの直売施設などで販売しています。この柿ジャムは、岐阜県観光連盟の審査会奨励賞を受賞するとともに、特選推奨土産品に選定されました。特選推奨土産品は、品質、価格、パッケージなどが特にすぐれており、同連盟が自信を持ってお勧めできる一品として選定されたもので、76品の推奨観光土産品の中から選ばれた商品でございます。

また、瑞穂市商工会では、朝日大学と協力し、富有柿を使用した柿スイーツである「柿色彩々」を開発していただきました。これらの柿スイーツは、市内の4カ所の和菓子、洋菓子店で販売されているところがございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） いろんな事例を紹介していただきまして、ありがとうございます。

JA全農岐阜の出荷、これをちょっと調べましたが、2017年なんですけど、60%近くが愛知県に出荷されておる。16%ぐらいが東京都、あとは東北、北陸方面ということになっております。

生産に関しては、岐阜より西の奈良県、福岡、和歌山等がありまして、販売のほうは、今言った東京、愛知、東北等ということで聞いております。私もいろんなところに、東北等に柿を時期になると送りますし、柿の時期でないときは、先ほど聞きました柿ジャムを持っていくと大変喜ばれています。この前、9月21日に2019富有柿発祥の地・みずほ感謝祭が盛大に行われました。まだまだ瑞穂のブランドとして頑張っていっていただきたいと思っておりますが、今後どのように考えておみえか、市長にお聞きしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま北倉議員から御紹介がありましたように、この9月21日、市長も出席しまして、柿振興会が開催いたしました富有柿発祥の地・みずほ感謝祭がとり行われております。この中では、先日新聞報道でもございましたが、有志の愛する会の方たちがテーマソングをつくったというところで、この感謝祭にあわせて富有柿発祥の地の本も販売されたという形で、官民それぞれ協力して、この富有柿発祥の地の瑞穂のブランドをPRしていくところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

北倉議員の瑞穂市のブランド富有柿の売り込みについてという御質問にお答えをいたします。

私も先日の9月21日、先ほど都市整備部長から話がありましたが、富有柿発祥の地・みずほ感謝祭に参加をいたしました。誕生してから120年が過ぎということで、この福島才治さんありがとうございますというような本も発刊がなされました。その富有柿誕生の経緯や努力、そして栽培されている方々の思いがその本の中に集約がなされております。私も個人的に何冊か購入をして、近隣の市長さん、町長さんにお渡しして、PRをしていきたいということも考えております。

この感謝祭で御挨拶をいたしました中で、今瑞穂市は人口がふえておりますが、高齢化も進んでおります。先ほど、北倉議員の御質問の中にも、冬になると柿の木が切られているということで、栽培される農家の方々も少なくなり、そして生産量も減少するというような状況になりました。この感謝祭の中で、新規就農者の関谷さんが御説明されました。富有柿は、岐阜の宝である。そして、瑞穂市が発祥の地ということで、どんどん売り込んでいかなければならないということ。また、岐阜の柿は安いから買うのではなく、高くても買いたいというような思いをこれからつけていかなければならないとお話がなされておりました。

先ほど、都市整備部長のほうから広域連携や東京の日本百貨店への出品ということもございます。この柿が実る時期には、多くの他県ナンバーの方が、この瑞穂市、そして紅葉を見に谷汲や根尾に来られた帰りに柿を買っていかれます。そんなときに、例えば休憩するような場所で、道の駅などで販売できるようなことができると、これからはいいとも考えています。

また、これから富有柿の販路拡大に向けては、幾つもの販売ルートがあつてこそ、その拡大

がなされていくということになりますので、私も瑞穂市のブランドである富有柿を売り込み、みずから積極的にPRをしていきますので、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 大変ありがたいお言葉、ありがとうございます。

本当に唯一と言っていいほど、瑞穂市のブランドってこれしかないような気もいたしますので、何とかこの富有柿がいろんなところで売られて、富有柿は瑞穂やというようなことがどんどん広まっていただくことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは2つ目、2020東京オリ・パラに関しての取り組みをお聞きしたいと思います。

東京オリンピック・パラリンピックには関心があり、具体的に取り組みを始めているかというところを、この前、岐阜新聞で各自治体がどのように考えてみるかという新聞を見ました。県内では大変温度差があり、例えば本巣市や北方近隣では、瑞穂市もそうなんですが、聖火リレーのコースに全く入っていない。また、地域からの選手も今はいない。そういうようなことで、余り関心がないというふうなことが書いてありました。

瑞穂市を考えてみますと、もちろん瑞穂市の出身のゆかりの選手というのは今候補にはないと思います。しかし、朝日大学、またぎふ瑞穂スポーツガーデンに所属しているオリンピック候補選手が見えると聞いております。地元東京で開催されるオリンピック・パラリンピック、1年を切って、大変今盛り上がっている状況であると思いますが、これに関して瑞穂市としてはどのようなかわり方をしていく計画なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） おはようございます。

今、北倉議員さんのほうからオリンピックとパラリンピックについての御質問がございました。

聖火リレーにつきましては、名所旧跡とか文化遺跡等がある自治体を重点候補において決定されております。当市を含め近隣市町は該当していなかったということです。

また、議員さんが言われましたように、8月17日の新聞紙面におきまして、五輪参加国を迎えるホストタウン事業において、3割以上に当たる71カ国、地域で受け入れる自治体が決まっていないという報道がありました。こういう関係で1年を切ったんですけれども、政府のほうもPR活動に一生懸命力を入れているという状況です。

また、7月27日の共同通信社の全国自治体アンケートですが、3割の自治体が東京一極に拍車がかかっている、地方の活性化にはつながらないんじゃないかという意見が出ていたということです。先ほどの議員さんの御指摘のとおりです。

ですが、私は思うんですけれども、こういう東京オリンピック・パラリンピックを市として

好機会として捉えたいと思っています。選手の応援を介して市民の方々一つになる機会となると思います。また、一丸となって選手を応援するという姿勢というか、そういう姿が共有できるところは、一つのまちが一つになるということで、大変いいことだと思います。

ましてや、今障害者の方々のスポーツがクローズアップされています。分け隔てなくいろんなスポーツに障害者の方も参加していただく。そういうところを見て、いろんな方々が共存しているのが世界当たり前だよという感覚を市民の方に持っていただく。そういうことは大変大事なことだと思います。

議員が言われるように、当市には朝日大学とぎふ瑞穂スポーツガーデンがございます。大変優秀な選手が在籍していると聞いております。オリンピックに出場ともなれば、市も朝日大学、ぎふ瑞穂スポーツガーデンに協力をさせていただいて、応援活動をしたいと思っております。

また、2020年オリンピック・パラリンピックを機会に、障害者スポーツの認知や理解を深めってもらうため、瑞穂総合クラブの短期講座としてボッチャという競技があるんですけども、障害者スポーツを取り入れるということを教育委員会より承っております。

加えて、来年行われるねんりんピック岐阜2020がございます。こちらですが、競技施設専門部会において、瑞穂市の会場で試合ができてよかったと言ってもらえるような会場設営、管理を行っていききたいと健康福祉部よりも聞いております。障害者やスポーツへの関心が高まることも期待しております。

こういう形で、市内のほうは、また障害者のスポーツも理解していただいて、オリンピック・パラリンピックが盛り上がるようなことを考えております。

しかし、先ほど議員が言われましたように、瑞穂市の方が関係する朝日大学、ぎふ瑞穂スポーツガーデン、またほかのところから選手が出るかということがちょっとまだわからない状況でございますので、関係する機関、部署等にも連携を図っていききたいと思っています。

また、応援事業等の具体的な事業につきましては、関係機関と調整をとりながら決定しまして、対応したいと考えておりますので、その際には議会にお願いすることになるかと思っております。これはパブリックビューイングだとか、そういうものをやるということになりますと、補正を組んだりだとか、そういうことがありますので、またお願いすることがあるかもしれませんという思いでございます。

また、いろいろと今後状況をうかがいながら進めていきたいと思っていますので、いろんな各方面の方々からそういう情報がありましたら、市役所のほうに教えていただくとありがたいなというふうに思っています。以上、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） ありがとうございます。4番目のねんりんピックのお答えまでしていた

だきまして、ありがとうございます。

私、これをお聞きした一つの理由としましては、前回、3年半前のリオオリンピックのときに、女子水泳で金藤選手が金メダルをとりました。そのときには、もちろんこれはぎふ瑞穂スポーツガーデンの所属であって、朝日大学ではパブリックビューイングをやられ、大変テレビでも盛大に取り上げられました。しかし、そのテレビの中には瑞穂市の関係、市長なんかも全く映っていなかったということは、全く参加をしていなかったんだというふうに私は思っています。ですから、今回なぜこれを言うかという、今からでも計画を練っていかないと、さあ選手が決まったよ、さあ、それから何をやるんだよというところが遅くなると思いますので、ちょっと早目でお聞きしております。その辺、パブリックビューイングをやると言われてみえましたが、前回の失敗を、僕は失敗だと思っておるんですけど、どのように反省で考えてみえるか、もう一度その辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、前回の失敗と御指摘をいただいたんですけども、なかなか情報がなく、また緊急的な予算措置をするということもなかったということは、やっぱり反省点だと思っています。今度の機会は、やはりなかなかないですよ。東京オリンピックということですので、大きな大会ということもやっぱりあると思います。それは対応するというので、しっかりと情報を早くキャッチして対応させていただきたいと思っておりますので、そのときにはお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） いろんな情報を私も見ておりますが、なかなか見る券がとれないとか、本当に瑞穂から会場へ行って応援するというのは、機会がなかなかとれないと私は思っております。ですから、地元を応援するのもそうですし、そうじゃないところでもパブリックビューイング等で市民一体で応援できるシステム、環境をつくっていただけるようお願いして、この質問を終わらせていただきます。

3つ目のデータヘルス事業の問題であります。

前回は質問をしました。そのときに、7月には分析結果が出ると言われましたが、この結果について、どのような結果が出たのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

今回、7月にいただきましたデータは、これまでは市全体としてしか見られなかったものが、穂積地区、巢南地区に細分化して見られるようになったものとなります。数値化されましたデータは、運動機能の低下者の割合などを示したコア指標と呼ばれます指標15項目、それから独

居者の割合などの重要指標10項目、血圧など健康の指標23項目、それから医療費など費用指標4項目、これらのデータが協定を締結しています16市町村で各項目の順位づけがなされておりまして、16市町村の平均値などをもとに比較できるものとなっています。

県内全体の順位はわかりませんが、16市町村の中におきまして、比較的順位のよいものとしまして、物忘れが多い者の割合、これは少ないということになります。それから、喫煙する者の割合、こちらのほうも少ないなどがございます。一方、順位の悪いものとしましては、残った歯の数、19本以下の者の割合、これは多いということになります。それからボランティア参加者の割合、こちらの方は少ないなどとなっています。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） データで教えていただきまして、ありがとうございます。

これはお聞きして答えられないかと思いますが、このデータって何人ぐらいの方のデータなんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 基本的に国民健康保険のデータが主なものとなっていますので、申しわけありません、準備不足で詳しい数字が手元にはございませんが、1万人前後ではないかなというふうに考えております。お願いします。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 瑞穂市ですか。瑞穂市に国民健康保険1万人見えるの。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 後期高齢者医療のほうも入っておりますので、そのような数字となっております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） たくさんの方の資料で出てきておるんだなということで、びっくりしたとか、たくさんの成果だったのかなと思って喜んでおります。

では、このデータを利用しまして、今後、健康福祉に関してどのような事業をされていかれるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 当初のスケジュールでは、このデータの提供に合わせまして、地域の課題であるとか傾向につきまして、日本老年学的評価研究機構が分析を行った結果の資料をいただける予定でしたが、この予定が少しおくれれておりまして、この分析結果の見方や活用方

法についての説明会が11月ごろに開催されるというふうに聞いております。具体的には、それを踏まえてからの事業立案になろうかと思いますが、日本一健康な歯9020の実現や、健康ポイント制度の創設などの事業を組み合わせるなどで進めていきたいというふうに考えております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にも取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） それでは、このデータによっていろんな事業が進んでいくんだなというふうに思っております。

私もいろんな運動教室等の勉強をしておりますが、私の地域、宮田というところは、毎週2回ぐらいゲートボールで十数名が運動していますし、サロンでは月1回の公民館でのいろんな遊びや健康運動をされている状況であります。

こういう環境のいいところというか、やっているなというところはいいんですが、瑞穂市中でも全くそういうのがやれていない、そういう環境も持っていない地域もたくさんあると思います。そういうところに民間の手も入れながら、手を差し伸べて、健康になっていく方向にしていだければいいかと思っておりますので、また10月以降に事業が決まりましたら、また御報告のほうをお願いしたいと思っております。

もう一つつけ加えさせていただけると、健康診断の結果ということで、この前、20日に商工会の健康診断がありました。きょうも穂積地区がここでやってみえると思います。巢南地区だけで105名の健康診断者が見えました。穂積地区はどうだといったら、もっと多いですよということで、200人以上の方が健康診断を行ってみえますので、そういうところと市としてのタイアップというか、情報交換というのもやっていただけると、いろんな情報が入ってくるんじゃないかなということ、自分が健康診断をやったときに思いましたので、その辺のところもつけ加えておきたいと思っておりますので、また11月以降のこの事業の報告を楽しみに待っております。

それでは、次の質問に入ります。

先ほどもちょっとお答えしていただきましたが、来年のねんりんピックについてでございます。

来年秋に行われますねんりんピック。瑞穂市では、ソフトテニスの会場になっています。全国からたくさんの方がこの瑞穂市に来てもらえます。このねんりんピックに対して、どのような規模でどのような計画をしてみえるかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの北倉議員の御質問にお答えをいたします。

ねんりんピックは、正式には全国健康福祉祭といひまして、高齢者を中心にして、国民の健康保持・増進や社会参加、生きがいの高揚を図り、触れ合いと活力ある長寿社会の形成を願って毎年開催されているもので、厚生省創立50周年に当たる1988年から開催をされているものでございます。

そこで、第33回ねんりんピック岐阜2020でございますが、これは来年、令和2年10月31日から11月3日にかけて、岐阜県内の全市町村が参画して開催をされるものでございます。

瑞穂市においては、今御指摘のとおり、令和2年11月1日から2日にかけてまして、大垣市と共催でソフトテニス交流大会などを開催いたします。この際には、全国から選手団70チームが参加し、約800の方が来られる予定でございます。

現在、来年度の開催に向けまして準備を進めているところでございます。まず、7月16日には、瑞穂市長を会長とする実行委員会を設立いたしました。また、その実行委員会の中に式典やおもてなしを担う総務企画部会と競技運営、施設整備を担う競技施設部会の2つの専門部会を立ち上げまして、8月23日に第1回の専門部会の会議を開催したところでございます。

今後は、この部会において、それぞれ割り振られた項目につきまして、関係機関と連携、協議しながら実施計画を立てていくこととなります。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 久しぶりにある全国の大会が瑞穂市に来てくれるということでもあります。

平成24年にぎふ清流国体でボウリング会場でありました瑞穂市。全国からたくさんの方が参加されて、盛大に行われていました。そのときの中には、大変市民団体の御協力があったことで、選手へのおもてなしにその団体の方が非常にかかわってみえて、このおもてなしを通じて喜んで帰られたというふうに聞いておりますが、今回、この各種団体の中に市民団体というのはどれくらいの方がこの団体で入ってみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 市民団体とのお問い合わせでございますが、いろんな団体がございますけれども、女性の会やら自治会長等の皆様、民生委員の皆様、いろいろこれから御協力をお願いしていくところでございますので、現在のところ、幾つ幾つというふうには、ずばりお答えはなかなか難しいところではございますが、これからこういった部会、あるいは実行委員会に諮りまして、各団体のほうへ御協力をいただくようお願いに上がるつもりでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 僕も24年の岐阜清流国体のときはちょっとかかわらせていただいて、本

当に盛り上がった大会。その盛り上がった中には、やはり市民団体の本当のおもてなし、ホスピタリティがかかわって、本当に瑞穂市としてよい大会であったと思っております。これは、全国大会になりますと、先ほどいいましたように、黙っておっても800の方が瑞穂市に見えるということでありまして、私が一番最初に言いました瑞穂市の営業というところに関して大事な部分だと思っておりますので、これが本当に成功に上がるように、関係機関でもありますが、皆さんがそろってこれをやっていかないと盛り上がったものにならないと思いますし、瑞穂市を売り込む最高のチャンスだと私は思っていますので、まだ1年ありますので、計画を練ってやっていただきたいと思っております。

4つばかり質問させていただきました。今年度より私が思う瑞穂市のトップセールスマン、山本部長が企画部に配属になりました。瑞穂市の魅力を市内外に発信するために、いろいろな企画を出してもらえると、私は大変期待をしておりますので、瑞穂市を売り込んで、大きなものとしていただきたいと思っておりますので、期待をしております。

それでは、今回テーマを持った瑞穂市の営業ということに関して、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の北倉利治君の質問は終わりました。

続きまして、13番 堀武君の発言を許します。

堀君。

○13番（堀 武君） おはようございます。

議席番号13番、みづほ会、堀武。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

森市政も新年度予算編成のための重要な時期を迎えられていると思います。森市長は、冷静な判断力、融和の精神で決断と実行を伴う市の行政をされることを信じています。

次の3点を質問させていただきます。

その理由は、市民の代表である議員として市民のための予算編成を切に願う3点であると確信して、質問をさせていただきます。

第1に、公共下水道整備について、第2、JR穂積駅周辺整備事業について、3. 避難場所としての体育館の空調整備の必要性について、以下質問席にて質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

では、公共下水道整備について質問をさせていただきます。

6月議会での公共下水道の必要性に対する私の質問に対して、環境水道部長は、水質汚濁防止法などで規定する水質を確保するためには公共下水道が望ましく、瑞穂市の市街化区域については、少なくとも公共下水道を定めるものと規定もある下水道ですね。市街化区域の雨水排水については、基本的に公共下水道で整備し、安全・安心な都市を形成していくこととされて

おり、汚水処理の観点から市街化区域では建物用途の変更や汚水量の負荷変動に柔軟に対応できる公共下水道と考えており、瑞穂市には欠かすことができない基盤整備と考えている。また、公共下水道の今後の手順については、下水道法に基づく事業認可を岐阜県知事に協議を行い、進めていくことになっていると答弁をされております。

では、具体的に質問をさせていただきます。

計画がおくれているのは、処理場建設の予定地の地元住民の皆さんに対する理解が得られていないということです。言い換えれば、地元住民の皆さんお一人お一人に対して理解の機会が一度もされていないということです。今後、具体的に住民の皆さんに理解を得られるためには、どのように活動をされていくのか、答弁をしてください。一軒一軒戸別に訪問し、理解を得る方法をぜひ検討してください。民主主義の我が国におきましては、何人も知る権利を阻止することはできません。再度言います。民主主義の我が国において、何人も知る権利を阻止することはできません。そのような観点から、行政側の答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

公共下水道が進んでいない理由の一つには、下水処理場用地の地域の方々の御理解が得られていないという理由があるのも事実でございます。地域の方々の御意見の確認につきましては、都市計画決定前年の平成26年に対象地域の全戸を戸別訪問させていただきまして、全世帯からではありませんでしたが、多くの方々から御意見を伺うことができました。御意見の内容としましては、反対や賛成といったさまざまありましたけれども、中には下水道計画の内容や下水処理場についての説明の機会も少なく、説明会があっても参加しづらい雰囲気であったりして、地域に正しい情報が伝わっていないのではないかとといった御意見もありました。

これまでもこのような意見に応えられるに努めてまいりましたけれども、なかなか地域の方に正しい情報をお伝えする機会を設けることができませんでした。正しい情報を地域にお伝えする方法としまして、議員御提案の方法も一つの方法と考えておりますが、下水処理場建設に関し、より多くの方に御理解いただけるように、まずは地域に正しい情報をお伝えすることに重点を置いていきたいと考えております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 再度言います。民主主義の我が国におきましては、何人も知る権利を阻止することはできません。その点を十分に行政の職員の方、市長を含めて、御理解をして、この下水道を推進していただきたいと思っております。

では、次の質問をさせていただきます。

全体の工事費用を見直し、9月までには結論を出すと答弁されています。では、具体的にはどのように検討され、結論を出されたのか、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今回の計画の修正は、岐阜県汚水処理施設整備構想における瑞穂市の公共下水道区域と瑞穂市公共下水道全体計画の区域との整合を図ることを目的としております。

計画の修正に合わせ、近年の建設価格の変動が著しいことから、財政計画についても見直しを行いました。今回の財政計画の見直しによって、建設費は約47億3,800万円の増加となります。369億8,200万円となりました。一般会計からの繰入金ピークは、見直し前の計画では建設開始32年目で約3億2,300万円でしたが、見直し後は33年目で約4億1,700万円となりました。ピーク時で約9,400万円の増となりましたが、平成30年度末で下水道事業対策基金が約22億円あり、この基金を活用することによりまして、1年当たりの一般会計繰出金の上限を約2億3,500万円に軽減することができるシミュレーションとなっております。また、一般会計繰出金を起債の元利償還金に充てた場合には、その一部が普通交付税として措置されます。

その他、下水道事業における財政負担の軽減策としまして、PPP、PFIなどといった官民連携による事業実施を考えております。国は、官民連携により民間の資金やノウハウを最大限に活用することで、公的負担を最少にできるものだとしており、積極的に導入するよう推進しております。瑞穂市においても、多様なPPP、PFIを検討し、建設費や維持管理費の公的負担額の削減を行っていくことで、市の財政負担を軽減できると考えております。また、このような国の方針に基づくことで、安定した国庫補助金の確保にもつながっていくものだと考えております。

これらの結果を踏まえまして、財政部局との協議を行い、一般会計に負担はかかるものの、瑞穂市にとって必要な事業であります公共下水道を進めていくものだと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は、この下水道推進に関して、ここに資料があるんですけども、公共下水道全体計画の一般会計繰入金の推移図というのがあるんですけども、重要なことは、基金が3年間積み立てられていなかった。この事実は、私も何遍も一般質問をしたり、なぜかということで問い合わせたんですけども、これに関していえば、基金は目標どおりされているから必要はないという答弁であったと記憶しております。ところが、今回市長は、まだ補正予算ですから、最終的な議会の承認を得ていないということで、約1億ぐらいの補正をこれに組み込まれている予算案は出るように、基金をたくさん積んでおけば、着工時に標準化、平準化した支払いというんですか、形ができる。そのような重要なことを3年間にわたってされて

いない。1年に2億として6億積まれていれば、この平準化、基金が下がるようなこともされていなく、またそのようなことで下水道推進をと口先ばかりであったという私は認識しております。そして、職員の皆さんに対して、その辺の矛盾を指摘して、次の質問に移らせていただきます。

これは、関連質問で申しわけないんですけども、産業建設委員会で委員の公共下水に関する質問に対して、どのような答弁をしたかお答えください。特に公共下水道の使用開始時期をはっきりと答弁されているように記憶をしているが、現時点から7年なのかどうか、その点をお答えください。また、計画区域、計画区域外での公共下水道に関しても委員の質問があり、答弁をされているように記憶しております。その点について、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの御質問で、産業建設委員会の質問の中で、こういった時期に始めてということだと思うんですけども、産業建設委員会の中では、最短で行いまして令和2年には事業を開始ができれば、あと7年後の令和8年に供用開始できるだろうということで御答弁させていただいております。

また、今言われていた計画区域外の地域にということなんですけれども、そちらは恐らく企業誘致の関係だったと思うんですけども、もしもその地域に企業誘致と指定されましたら、下水道の事業としましては、そちらを取り込めるように計画変更をしまして、企業誘致をしやすく、企業の方々が浄化槽を設置したりしなくてもいいように、公共下水道の整備を進めてまいりたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、最後に環境部長にこの決意を、令和2年、そして7年後には使用開始をするんだという意気込みをちょっと答えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 先ほども申し上げましたが、一般会計からの繰入金のほうですけども、こちらもピーク時をある程度抑えられるというところもございまして、財政部局とも話し合ってきました。その中で、財政的にも何とかいけるだろうということで、当部局としましては下水道を進めていきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 計画で一番重要な処理場の場所の問題ですけども、これに関しては、ぜひ誠意を持って地元住民の方に説明の機会を与えていただいて、そして十分に理解を得られるよう努力をしていただきたいと思います。

最後に市長にお伺いします。

前市長は、地元対策を口実に無駄な4年間を過ごしてきたのが現実です。今さら市長と公共下水道を論ずる暇はありません。決意のほどをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 堀議員の公共下水道事業の御質問にお答えします。

先ほど来、環境水道部長のほうからお答えをしているところでございますが、私が市長選挙で公共下水道事業についてお約束したことは、この下水道事業の推進でございます。その中で、現計画を点検するものでございます。本来、公共下水道事業全体計画が平成24年3月に策定をされており、それから各校区での説明会を開催し、平成28年に一部見直しを行った上、都市計画公聴会を開き、都市計画決定をされてきた経緯でございます。その後、計画どおり進んでおれば、何も点検する必要はございませんが、平成24年の全体計画、28年の一部見直しからかなりの月日が過ぎております。人件費や建設物価、人口推計などの状況、変化が著しいため、点検を行わなければならないと判断をいたしました。

市長に就任してから、担当部局である環境水道部、そして財政部局である総務部には公共下水道事業について、5つのことを指示いたしました。

1つ目が、全体工事費の概算費用について、2つ目が、財政的な部分、一般会計から持ち出す金額が幾らになるのか、そして3つ目が、国の補助金、地方交付税の措置は今後どのぐらい見込めるものであるか、さらに瑞穂市の人口推計から見た水洗化率、この水洗化率についても根拠、エビデンスを持って推計するというようなこと、さらに、最近開始をいたしました県内の市町村の公共下水道事業の経営状況、そして岐阜県の公共下水道事業の広域化、共同化計画の状況についての5つを指示いたしました。

先ほど、担当部である環境水道部長のほうから答弁をした内容と重なりますが、公共下水道事業の概算建設費は、平成24年3月には359億、平成28年の見直しでは約320億、そして今回は約47億3,800万円増加の369億8,200万円となりました。この増加については、岐阜県の汚水処理施設整備構想と瑞穂市の公共下水道事業全体計画との整合性を図ったため、穂南地区などを加えたために、その分約9億円が含まれております。実質的な概算工事費の引き上がった部分については、約38億円ということになります。

そして、下水道事業接続への人口ベースにした水洗化率のエビデンス、根拠についても示してきたものでございます。

そして、その結果、一般会計からの繰入金先ほど環境水道部長の説明がありましたが、建設開始以後33年目で約4億1,700万円となり、約9,400万円の増加となりましたが、この公共下水道事業の基金が約22億あり、この基金を活用することにより、一般会計からの繰り出しの上限を2億3,500万円に軽減することができるものであります。さらに、今後この基金を積みこ

とによって、さらに軽減できると考えています。財政部局と協議を行いましたところ、一般会計には負担がかかるものの、最大時、ピーク時である実質公債費を算定すると7.6ポイント、イエローカードであると言われる25ポイントよりはるかに低いものでございます。

平成30年度の経常経費比率85.6%からすると、瑞穂市の投資的経費は約16億円あり、基金を活用した場合の実質約2億3,000万円の公共下水道事業への繰り出しは可能な範囲となります。

そして、起債償還に充てた一般会計繰出金の総額に対して、普通交付税措置が約42%措置され、歳入がされます。もちろん他の事業との調整の必要性がございますが、財政運営上は耐えられる数字であると考えております。先ほど申しましたが、今後ともさらに基金に積み増すことができれば、一般会計からの負担も軽減がなされます。

この公共下水道事業は、全国的にもこれから始める、進める市町村はございません。ほとんどの市町村がもう公共下水道事業は始めています。国の補助金や地方交付税措置がいつまで続くかわからないような不透明な状況にありますが、現在、国が進めています民間の資金や経営能力、そして技術や能力を活用した整備、PFI、PPPなどの民間と連携する事業は、効率的、効果的に整備することが可能になり、瑞穂市の公共下水道事業の全体のコストを削減することが考えられます。中でも、国が進める先導的官民連携支援事業は、官民の連携の事業手法を検討する補助事業であり、専門家により調査を委託し、10分の10が国から交付される上限で、2,000万まで定額補助されるその制度も申請をしていきたいと考えております。

5つ目の県内の21市の中で最も遅く公共下水道事業を始められたのが、平成20年に供用開始した市でございます。その市の水洗化率は36.9%、使用料収入は約1億400万円、維持管理費が1億1,600万円、1,200万円の赤字となりますが、この市の使用料の単価は実は125円と、161円の県内の平均よりも低いもの、そして、その市は山間部でもあり、住宅の密集も瑞穂市ほどではないということから考えますと、瑞穂市がこれから開始しても水洗化率が仮に40%であっても、収支は維持ができると判断をしています。

この市の一般会計からの持ち出しは、4億3,700万円となっておりますが、これについても先ほど来申し上げております普通交付税の参入措置がされており、恐らく実質的な一般会計からの持ち出しは2億円程度になると考えております。

さらに、現状では、循環型社会形成推進交付金の要綱が改正され、浄化槽の設置に対する補助の交付が単独浄化槽やくみ取りからの合併浄化槽への転換だけに限られてくる、そんな状況がございます。要するに、合併浄化槽を使用されていた方々が合併浄化槽をこれから入れかえようとしても国の補助がない。これが令和2年、来年4月1日からそんな状況になってまいります。全国的にも公共下水道事業が普及しているということが、この改正にもあると考えています。

以上、下水道事業において、私が指示しました5つの内容と、合併浄化槽の入れかえ時に補

助の対象外となる御説明をさせていただきました。

下水道事業は、汚水処理と雨水の排除による浸水の防除、そして生活環境の改善を行うことに、私は否定される方はいないと思います。問題な点は、瑞穂市がおくれて開始することにより、整備してもつなぐ世帯が少ない、財政負担を懸念されておると考えております。私は、よくいろんな事業で優先順位をつけると言われておりますが、瑞穂市の公共下水道事業の場合は、優先順位をつけるのではなく、むしろ劣後順位をつける。やってはならないこと、やってはいけないことをはっきり示していく公共下水道事業をしなければならないと思います。つなぐ当てもないのに管渠をつないでいくとか、供給量もないのに汚水処理槽をふやしていくようなことは、やってはいけないと考えています。

また、水洗化率、財政収支の推移や一般会計からの繰入金の推移など、50年先までもシミュレーションをしていますが、5年先も読めない現状であります。大切なことは、3年間ごとの財政計画を立て、その計画に従い、他の事業と整合性を図り進めていくことが必要であると考えています。

以上の理由で、私はこの公共下水道事業を進めるに当たり、財政的にも可能であると判断をいたしました。これからこの公共下水道事業を整備するに当たり、国の補助金や地方交付税措置を確実にしていきたい。そして、現在国が進めているPFIやPPPなどの先進的官民連携事業を申請していきたいと考えておりますので、これから国のほうへ要望をしていきたいと考えております。

議員の皆様方も政党や会派を超えて一つになっていただき、瑞穂市のためにそれぞれの立場で要望活動に御協力をいただきたいと考えております。

以上で、私の公共下水に関して答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 市長の熱い思いを語っていただいて、本当にありがとうございます。

この事業に関しては、議員も当然、市民も当然、職員も一丸になって、縦割りではなく総力を挙げて取りかかっていたきたいと切にお願いして、次の質問に移らせていただきます。

では、JR穂積駅周辺整備事業について御質問をさせていただきます。

JR穂積駅周辺整備研究会から提言がありました。まことに立派な提言です。行政はどのように考えておられるのか、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） JR穂積駅周辺整備研究会の役割は、それまでつくられてあります瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想やまちづくり計画案を踏まえまして、周辺市町を含めた圏域15万人の拠点化に向け、専門的な立場から今後のまちづくりの方針や事業化に向けた計画、

検討を行うことを目的に、有識者等により御提言をいただくよう設置したものでございます。

去る7月16日は、20項目にわたる提言が盛り込まれた報告書が市長に提出されたところでございます。この報告書には、圏域のプラットフォームとしてあるべき姿の提言として、駅周辺のまちづくりや駅前広場、道路等の都市基盤施設に関する整備手法や整備内容等の提言が示されております。この研究会からの提言を受けまして、現在は穂積駅周辺における整備事業を実現化していくための具体的な方策等に関する検討を進めている段階でありますので、今後、拠点化構想推進事業との連携を図りながら、ワイワイ会議や自治会ワークショップ等により、地域の方々との意見交換や調整等を図り、駅周辺のあるべき姿の形成に向けて、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 構想はすごく立派なもので、15万人都市の中核をなす駅とされるまことに立派な計画であるとは思いますが、それに関しては、これ以上質問をすることは差し控させていただきます。

では、早急な対策は駅北の整備、駅北街路の整備、バスターミナルの確保だろうと思います。理由は、北口の利用者の利便性こそが近々の課題であると考えております。どのようなお考えなのか、答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 研究会からの報告書では、駅前広場やそこへアクセスする道路等における公共交通機関のあり方や一般車両のスムーズな交通の流れの確保などに関する提言が示されております。その提言には、JR穂積駅周辺の地勢やまちのあり方から、駅の南北、特に北側の駅前広場に公共交通機関と一般車両の乗降場を配置し、主要地方道北方・多度線からそれぞれ北側、南側の駅前広場へスムーズに接続できるアクセス道路を確保していくことが必要であるということが示されております。

また、現状を見ますと、駅南口だけに公共交通機関の乗降場が配置されており、一般車両との混在が見られるなど問題が生じていることから、バス等の公共交通機関と一般車両の乗降場は分離をしていく、スムーズな流れを確保するための駅前広場を整備していくことが必要であることも示されております。

これらを踏まえまして、JR穂積駅周辺の整備を進めていくには、これらの提言内容を取り入れながら計画を策定し整備を進めていくとともに、その整備順序につきましては、段階的な整備効果が得られる手順を検討しながら進めていくこととなりますが、交通事情や地域防災力等を含む駅周辺地域の現状を踏まえ、拠点化構想にも位置づけられておりますように、駅北口の周辺の整備から進めていくことが必要であると認識しております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） ぜひ、北口の有効な利用というのを総合的に考えて、緊急性のある場所を優先的に対処していただきたいということを提言して、この質問は終わらせていただきます。

では、3番目に、JA穂積支店の建てかえが検討されていると聞き及んでいます。行政はどのように関心をお持ちでしょうか。JAに対して購入を打診されるには、使用目的をしっかりと示し、納得していただけるだけの案を示す必要があると考えております。いかがでしょうか、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、御質問にありますJAの穂積支店の建物は、お聞きするところによりますと、昭和47年（1972年）の建物で47年が経過していると。また、付近、JA巢南支店、また周辺市町の支店の建てかえが進んでいるという中で、今議員が御指摘のような建てかえの検討がされているというようなお話が伝わっているのかなあというふうに推測するわけでございます。

JR穂積駅周辺整備における駅南側の駅前広場を計画するに当たり、JAぎふ穂積支店が立地している場所を含む駅周辺の敷地につきましては、計画上必要な場所であると認識をしております。これは、JR穂積駅周辺整備研究会からの提言にもありますとおり、穂積駅における駅前広場は約7,000平方メートルから9,000平方メートルの規模が必要であるとの提言をいただいております。配置計画等を考慮しますと、駅前広場の設置を検討していきたいと考えている場所が限定されてきますので、これはまとまった土地というのは必要不可欠なものであると考えております。

JR穂積駅周辺整備事業につきましては、研究会からの提言を受け、事業化に向けた計画等の策定を進めているところでありますが、事業を進めていくに当たっては、道路や駅前広場等の都市施設を配置し、都市計画事業として事業化をしていくことが必要となりますので、瑞穂市における都市計画の位置づけや、駅前広場、駅周辺整備の必要性について、周辺地域の住民や企業等の皆様に十分に説明をし、御理解を得ていく必要があると考えております。

また、JAぎふ穂積支店の土地につきましては、駅の南側でまとまった一団の土地としてJR穂積駅前の活性化には必要不可欠な土地であることも考えておりますので、有効かつ効果的な活用方法の検討もあわせて行い、駅周辺の整備に対する御理解が得られるよう方策を検討しながら、鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は研究会の提言を無視しようとは言いません。ただし、今瑞穂市のやらなければならない重大な案件は多岐にわたっております。最小限の投資をし、効果を上げるような駅前整備をしていただきたいと提言をして、この質問を終わらせていただきます。

では最後に、避難場所としての体育館の空調設備の必要性について質問をさせていただきます。

以前に同僚議員より体育館の空調設備の必要を問われました。答弁は、断熱性の不足のため改修工事に多額の費用の必要から、現状では考えていないという答弁であったように記憶しますが、現状のままでの体育館では、空調設備能力が可能なのか検討をされたのかをお伺いしたい。

その理由は、避難場所としての体育館を指定されているのであれば、避難される市民の皆さんにとりまして、近年の夏の暑さの高どまりの現状を考慮されれば、空調設備の検討の余地があるのではないのでしょうか。また、教育現場における暑さ対策からも体育館の空調機能そのものを検討する必要があるのではないのでしょうか。どのようなお考えであるのか、御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 改めまして、おはようございます。

それでは、各学校体育館のエアコンの設置についてお答えします。

以前にもお答えをしましたが、現在、市内の小・中学校の体育館には、どこにも設置のほうはございません。建設当時は、現在の猛暑を想定しないことや、一般的な学校の体育館のつくりとなっています。県内では、唯一導入されている笠松町に問い合わせをいたしましたところ、小学校、中学校どちらの体育館も構造が鉄筋コンクリートづくりであり、特別断熱対策の必要がありませんでした。特に中学校の体育館については、エアコンの設置を前提に平成25年に建てかえを実施されたとのことでございます。

設計業者によりますと、既存の体育館にエアコンを設置する場合、2階のギャラリーから直径60センチほどの吹き出し口を数カ所設置するそうです。体育館には窓ガラスが多いことや天井がないなど条件が悪く、連続して運転しないため、温度が安定しにくいとのことです。強風により、球技に支障が出ることも考えられます。室温が設定温度まで下がらない可能性があり、電気代のほうもかなりかかることが想定され、現状で設置した場合は効果が低いのではと考えられます。

今年度は、小・中学校の体育館に大型扇風機を導入いたしました。熱中症対策として効果は少ないかもしれませんが、風を対流させ、空気の入れかえができるよう対応させていただいております。

今後は、教育活動として熱中症対策のため活用できる補助金や改修のタイミングにも配慮し、

エアコンの導入を前向きに検討したいと思います。

また、避難所としてのエアコンの必要性については、防災担当とも協議し、検討してまいりたいと考えております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） まことに、答弁として非常に不本意な答弁。なぜかという、やらないことを前提にしたような市町に対する問い合わせ、今、他の市でも体育館に空調設備を入れられると検討している市があると聞き及んでおります。その市が、現実的に瑞穂市の体育館とどこが変わっているのか、その検討もされたでしょうか。具体的な検討というのは、やれないことを前提のような調査をするのではなくて、やるのにはどのようなことが。例えば、ガラスが云々ならば、断熱のフィルムを張ることもできるでしょう。設計事務所というよりも、工業用の空調機を納めているメーカーが多々あると思います。そのようなところに直接問い合わせをされたでしょうか。なぜかという、工場に対する空調設備というのは、その目的のために大型空調機を生産しているメーカーもあると思います。だから、そのようなことの検討を本当にされたのでしょうか。再度、答弁ください。なぜかという、私は常に言うように、やれることを前提にして調査し、やれないのはなぜやれないのか、どうしてやれないのか、やる方法はどうしたらあるのか、国の補助予算もあるかないか、避難場所として云々するならば、そのような補助予算もあるかないか、いろいろなことを検討されたのか、もう一回答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 議員の御指摘のような内容ですけれども、今のところ、体育館については、RC鉄筋コンクリートづくりが多かったということで、現在の状況に合ったような設備と申しますか、そこら辺のところまでは、なかなか内容的に今後検討の必要があるところかなというふうに思います。

今後、御指摘のようなところも課題にしながら、他市町の動向も参考にしながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 他市町のことを検討するのやったら、他市町がなぜできてやれたかということ調査検討してやるべき。だから、独自の瑞穂市としてどういう形がとれて、どうやれるんだということを検討して結論を出す。あくまでも他市町のことは参考にしながら、そのようなことで前向きに検討をしていただきたい。夏の暑さに、避難場所に体育館を指定されているのならば、寒いときはいいですよ、たくさん着れば。だけど、夏の暑さに多くの高齢者が亡くなっているのも御存じでしょう。だから、そのような避難場所としての対策をどのように

するのか。それにはどうしたらいいかということを検討していただきたい。

その辺で教育長にお答えを願いたいと思います。

私は、教育長に大いに期待をしておるのは、監査の現場視察のとき、中小学校の旧校舎の解体を検討されるように御指摘をしたことがあるんですが、これに関しては大規模改修と一緒にというような御答弁を担当からお聞きしていただいたとあって、今回、予算をつけるように前向きな姿勢があるもんですから、私は体育館の空調設備の必要性は、教育現場としても近々の課題であると認識しておられるはずですよ。近隣の市では、体育館の空調設備がされるという報道もあります。体育館の構造は瑞穂市の体育館の構造と何ら変わりがないと思っております。教育長としては、どのようにお考えなのか、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ただいま堀議員さんから御質問いただいたことについてのお答えをさせていただきます。

まずもって、教育委員会のほうでは、やはり熱中症対策のため、体育館のエアコン、空調システムについては、今後必要だということを考えております。以前にも御質問いただいたときには、現状のままでどうかということでもまず検討に入りました。そのところ、先ほど教育次長が答弁したとおりのことで、建設当時は猛暑のことも想定してなかったため、現状のまま取りつけると、効果がないわけじゃないですが、非常に低いという結論でございました。じゃあ、どのような対策ができるのかということをもた次に検討して問い合わせたところ、現段階で確認できているのは、断熱材等が随分工夫されてきているということがわかりました。ですので、体育館等の大規模改修、あるいは長寿命化計画等の中で、体育館の改修を行う際には、必ずそういった断熱材を入れて空調システムを入れたいということを計画の中に盛り込んでいこうというところまで来ております。

さらに、そこにあわせまして、他の市町、特に近隣ではお隣の岐阜市さんがやるということで、早速7項目にわたって、担当の教育総務課から問い合わせをして、いろいろお答えしていただいております。現状では、本市と似ている状況でございまして、向こうも検討しながら今後進めていくというところで、さらにじゃあ財源はどうするのかというところで、国の補助金等についてもあるという情報がありますので、その辺もうまく活用しながら、今後は考えていきたいというふうに思っております。

議員、御質問の場合、避難所としての体育館ということでございましたが、避難所として使うのは数年に1回とか10年に1回というタイミングでございまして、むしろ体育館は、やはり教育委員会が学校の教育活動において活用するという点が日常でございまして、教育委員会で答弁させていただきましたが、今お答えさせていただいたとおり、教育委員会内でも検討して、さらに今後は避難所としての活用ということもありますので、担当部署とも連携しながら、補

助金等はどちらでとるととりやすいのかということも含めて考えていきたいと思っております。
以上です。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） この件に関しては、瑞穂市で総合的に考えていかなければならないことで、過去には他の市町が率先したのに瑞穂市はやらないと言いながらやったという例もあるものですから、そのような答弁にならないように、決意をお願いしたいと思っています。市長、もしこの件に関して御答弁があれば、ひとつよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 堀議員の体育館の空調設備の必要性との質問で、教育次長、そして教育長から答弁をさせていただきました。

私も岐阜市が体育館に空調設備をというような記事を見て、岐阜市の市長にちょっと連絡をして、どんな財源でこの事業を進められるのですかというときに、緊急防災事業の起債を起こすということを連絡をもらいました。早速、企画部長のほうに、資料を取り寄せて、その内容を見せていただきましたところ、この緊急防災事業というのが令和2年までされておること、延長もあると考えております。起債された額に事業債の100%で元利償還の7割が後の年度の地方交付税で措置がされるというような、そんな制度になっているということをお聞きしました。

そしてまた、一般的に体育館の建設費用1個当たり幾らぐらいですかというようなこともやりとりの中でお話ししたときに、一般的には1個当たり4,000万から6,000万円ぐらいじゃないかなというようなお話もありました。また、1時間当たりの電気代が幾らぐらいかかるのかということもお聞きしたところ、1,600円から2,000円ぐらい必要、そんな目安であるということも考えております。

先ほど来、近隣では岐阜市、そして笠松町も今導入がされておりますが、さらに入れたいというようなことで、一応意見交換もしております。そのような状況を見ながら、必要に応じて国が財源をつけるときに進めなければできないと考えていますので、そのあたりも調整しながら進めていきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） ありがとうございます。

行政の市長、教育長を含めて前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時45分から再開をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

9番 庄田昭人君の発言を許します。

○9番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号9番 庄田昭人。

議長のお許しをいただき、質問をさせていただきます。

これまで瑞穂市のさまざまな計画を策定してきました。総合計画に始まり、今議会より始まったタブレットの図書の中にある計画だけでも35の計画があります。それ以外にもあることを考えると、幾つあるのでしょうか。しかし、国の施策の中で計画を作成しなければならないことも確認をしてみいました。これまで瑞穂市が作成してきた計画を総点検してはいかがでしょうか。数年計画として多くの予算をかけて数年で見直した、そんなこともあったのではないのでしょうか。厳しく言うと、都合が合わなくなったので、見直しが必要となった。こんな計画を立てるだけでも予算がどれだけ必要であったのか。年度ごとの監査はありますが、10年監査というような、こんなことも必要ではないのでしょうか。

地方自治法という県や市町村など、地方公共団体について定めた法律の中には、地方自治法の第2条第14項で、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されています。瑞穂市にとって、これからの問題は少子高齢化の進行、地方分権の進展、社会経済活動の広域化、情報技術の急速な発展など、私たちを取り巻く社会情勢は、大きく変化をする中、自治のあり方や行政の役割などについても、今まさに大きな転換期を迎えており、市民と行政が一体となったまちづくりの重要性は、今後ますます高まっていくものと考えられます。

今、まさに大切なとき、地方創生と言われ始め数年がたちましたが、この6月にまち・ひと・しごと創生基本方針2019が内閣府より発表がありました。地方が知恵を絞ってこのメニューの中より選択していかなければなりません。国の施策を活用していくことが大切であり、先ほども市長が述べられました国の施策、今からも準備が必要だと考えられます。まだ選択と集中がさせられる力があるまち、将来のまちを描くのも今が大切ではないのでしょうか。

本日の質問は、安全・安心なまちづくりについて、環境整備について、これは自然環境と都市化整備についてを質問させていただきます。以降は質問席よりさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

安全・安心のまちづくりについてを質問させていただきます。

安全・安心のまちづくりのために、今何が必要なのか。しっかりとしたまちづくりを目指さ

なければなりません。市長の所信表明の中にも、備えあれば憂いなしとし、事前に予期・予測し、その対策を行い、市民の皆様に周知、啓発を行うとするセーフコミュニティを考えています。まずは、日ごろの備えに万全を期してまいりますと表明がされました。

私は、7月11日、本巢市議会議員の方々と河川整備について、木曾川上流河川事務所と岐阜土木事務所に要望を手渡しに参りました。災害を未然に防止することにより、住民の生命、財産を守り、快適な生活を実現するため、防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策を活用し、根尾川・揖斐川掘削、樹木の伐採、用水の河川整備について要望いたしました。それは、根尾川左岸菱野川用水付近の漏水対策と鷺田橋南の漏水対策は、瑞穂市内の対策として、上流の本巢市等とともにお願いをしたところであります。

この要望したときの回答は、河川工事は基本的に下流から工事計画を行うのが通例なので、瑞穂市の下流から行わなければならないと、本巢地域の犀川上流が整備等されることはありません。このような回答でありました。同じ流域における活動であります。備えるために犀川の河川整備をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 犀川の河川整備計画についてお答えをいたします。

当該河川は、一般県道美江寺・西結線を境に下流側を国が、上流側を県が管理しております。国では、昭和51年の9・12水害を契機とした犀川遊水地事業が昭和56年から行われ、現在は最終段階となります犀川遊水地に合流する五六川の河川改修と、これとあわせて市管理の牛牧排水機場の改築を行っていただいているところでございます。

一方、上流側の県管理部分におきましては、昭和59年度に策定された犀川改良全体計画に基づき、宝江地内忠太橋より上流に向かって河川改修が行われ、平成30年度までにJR東海道線までの区間の整備がおおむね完了しております。犀川沿川の浸水被害を軽減するため、下流より順次河川改修を進めていただいているところではございますが、犀川中上流部におきまして、平成16年10月洪水により浸水被害が発生いたしました。県では、この浸水被害を早期に軽減するため、平成30年度に長良川流域における総合的な治水対策プランを変更し、無堤区間でもあり、狭小な河道区間である十九条橋から長護寺川合流までの約1.2キロの区間を対象とした河川改修計画を現在進めていただいているところでございます。

整備概要としましては、暫定計画として家屋等への浸水を抑制するために河道幅の拡幅や用水堰、橋梁の改築を行い、その後、築堤、護岸工事等を進めていくと伺っております。

今年度は、この計画に基づき、用地取得が必要となるため、現在、立ち合いによる境界の確定及び丈量測量の実施を行うということを伺っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 安全・安心のために国と県との整備について、お伺いをいたしました。

平成16年の浸水被害については、やはり上流部であります。ただ、瑞穂市だけが守られればということではありません。この部分については、瑞穂市も本巢市、瑞穂市、さらには安八町という流れもありますので、その地域との交流をとりながら、備えをお願いしてまいりたいと思います。

さらにまちづくりの安全では、防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策が示されました。この緊急対策には、地域計画が必要であります。瑞穂市として、この強靱化基本法の地域計画を作成するべきではないのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 近年、気候変動等によりまして、気象の急激な変化や自然災害が頻発化、激甚化しているということから、平成30年12月に国が国土強靱化基本計画を見直すとともに、3カ年で集中的に実施すべきハード・ソフト対策を防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策として取りまとめ、中・長期的、短期的取り組みの両面でその歩みを加速化・進化させることとされております。

そのハード・ソフト対策の取り組み等を関連づけられたものが、議員の言われる国土強靱化地域計画というものでございます。都道府県及び市町村の計画策定を促進することとされております。この国土強靱化地域計画につきましては、国土強靱化基本法において、都道府県及び市町村がそれぞれ策定することができるとされておりますが、全国的に都道府県は全部策定済みということですので。岐阜県を見ますと、ことしの4月1日時点の調査で、全国で115市町村のみが策定済みの状況でありまして、県内は3市が策定されているという状態です。現在、瑞穂市は策定されている状況ではありません。

強靱化緊急対策で設けられました各種施策を活用するには、国土強靱化地域計画の策定が必要となる見込みであります。この見込みというものは、強靱化計画を立てていかないと、多分将来的に国の補助等々がなかなか難しくなってくるのではないかなというふうに、今予想しております。今までの流れから見まして、国が計画を立てていきなさいねといったことを市町村が立てて、順序立ててやっていると補助がつきやすいというのは、今までの過去からいってそういう流れがあります。ですから、必要となる見込みがあるのではないかなというふうに思っています。ですから、関係の部署に、都市整備部もそうですし、またソフトの面ですと、市民協働なんかもかかわります。いろいろな部課がまたがりますけれども、速やかに策定を行っていただきたいということで、今考えておる状況でございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 岐阜県内では3市ということでありました。私の記憶では、岐阜市と羽

島市ともう一市あったと思いますが、その中においても、ひよっとすると今つくり始めようとするのでは遅いのではないかなあ。でも、始めなければならない、そのような必要性はある。先ほども頭で言いましたが、計画を立ててということ、多くある必要な経費になりますが、その経費以上のしっかりとした最大の効果を出すために、国との連携をしていかなければならない。その強靱化計画をつくるということでもいいのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） つくるということで理解していただいてよろしいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） それでは、国土強靱化計画に基づき、防災・減災についても一つの備えの計画だと私は考えますので、よろしくお願いを申し上げます。さらに次世代に引き継ぐため、豪雨災害や大規模地震といった万一の危機に直視し、災害を忘れることなく、平時から備えを行っていかなければならない。この一文は、国土強靱化計画の中の一文であります。市長の言葉の一部と重なる部分が多い部分であります。災害に対する公助としての備え、自助・共助と連携し、市民自身及び地域の災害対応力を図らなくてはなりません。強靱化の取り組みと市民一体に進めなければならないと考える部分はどのように進めるのかお伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 強靱化の取り組みをどのように進めていくかということでございますが、現時点では交付金、補助金の対象範囲などの詳細な情報がまだ出ていない状況でございます。今月下旬に岐阜県が開催する会議がございます。そちらのほうに出席しまして、そこで得た情報を初め、今後得られる情報を市役所関係部署において情報共有を図り、計画策定に取り組んでまいりたいと思っております。

企画部の市民協働安全課を担当課としまして庁舎内会議を発足させ、策定体制を整えます。また、市民の参加は幅広く地域の情報や市民の意識を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。この強靱化計画というものは、市が立てるだけではなく、どんな地域に問題があるかということを考えていただいて、そういうものじゃないと、なかなか体制としてハードだけではいけないんですね。市民の思いだとかも一緒になって、市民の活動もあつてまちが強くなるというところがございますので、こういう手続を踏んでいるということです。

また、国土強靱化を地域に根づかせるためには、市民みずからが地域の課題を掘り起こし、主体的に解決策を考え、行動することが重要となります。このため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて市民の参加を得て検討を進めていくことが望ましいと考えております。よって、現在実施しているタウンミーティングにおきまして、こういう手法はワークショップという手法がいいと思いますので、ワークショップ形式による地域リスクの抽出や地域の課題の

把握に努めて対応していきたいと思っております。こういう活動がセーフコミュニティと、市長のほうの話にもなっていくのではないかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） これからは、市民と一体になって、市民の思いを解決に導く取り組みが必要であるのは、やはり教育委員会のコミュニティ・スクールにも関係することではないでしょうか。やはり市民の力があってこそ、力をおかりしてこそ、それが自助・公助の中の連携、これは必要だと私も考えます。

また、議会の中でもワークショップという手法を取り入れて進めているところであります。やはり市民の意見をしっかりと聞き取るこの方式で、しっかりと今後も市民との連携を行政にもとっていただきたい。それによって、さまざまなものを解決していただきたいと思います。

さらに、この強靱化対策は緊急対策であります。既に始まっている対策であります。その既に始まっている対策をどのように進められているのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 政府は、平成30年に発生した7月豪雨、それから台風21号、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、豪雪等を初め、近年激甚な災害が頻発しており、災害で明らかになった課題に対応するための防災のための重要インフラ、国民経済、生活を支える重要インフラについて災害時にしっかり機能を維持できるよう、国全体で総点検、対応方策が平成30年11月にまとめられました。ソフト・ハードの両面から、防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策に基づき、集中的に取り組むもので、2018年度から2020年度までの3年間の期間となります。

このうち、国土交通省が示します対策の中で、当市に該当しそうな内容を幾つか拾い上げてみますと、ソフト対策では、洪水ハザードマップの作成、道路冠水危険箇所、いわゆるアンダーパスの情報提供、簡易型河川カメラ等の設置。ハード対策では、河川の氾濫による危険性の高い区間において、樹木・堆積土砂の撤去、それから堤防強化対策等、また災害時の電源確保のための非常用電源設備の整備、アンダーパス部の排水施設の補修、老朽建築物の撤去、電線の地中化等が上げられます。これは、国・県・市と一体となって対策を進めていくこととなりますが、このうち市におきましては、既に洪水ハザードマップの作成、アンダーパスの冠水注意喚起看板設置や排水ポンプの修繕、それから普通河川内の流下を阻害する樹木等の撤去を行い、また、この10月からは、危険ブロック塀の撤去に係る費用の一部補助を行い、危険ブロック塀撤去により市民の安全確保を推進してまいりたいと考えております。

冒頭、議員から御紹介がありましたように、本年度、本巣市議会議員の方々と木曾川上流河

川事務所と岐阜土木事務所の河川整備に関する申し入れを瑞穂市に関係する分もあわせて御要望いただきまして、まことにありがとうございます。今年度、瑞穂市内におきましては、ハード対策として、揖斐川鷺田橋下流樹木伐採は既に完了しており、根尾川の菱野用水樋管付近の樹木伐採と、これら両カ所の伐根について、湯水時期に実施していただけるというふうになっております。

[9 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 今の答弁の中で、地中化については、この台風15号の千葉県の中で、電線の地中化により被害が少なかったという報告がありました。これは、議会でも既に数年前に地中化について研究がなされ、氷見市のほうにもお伺いをさせていただき、研究がされましたが、なかなか多くの予算が必要である。電線よりも10倍以上の予算が必要であるということもわかっておりますが、やはり安全・安心のために必要な計画かなあ。そのように考えますが、また緊急対策として、瑞穂市の中で犀川の上流の部分で樹木伐採、堤防がなされたところは、どこかありましたでしょうか。トミダヤさん付近は、緊急対策だったのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員がお話をされたのは、田之上、森地区の犀川、これは上流部ですけど、平成28年だったかな、の出水で、ちょうど県道も1時間ほど通行どめになったところだと思います。それをもちまして、県のほうは、下流だけの整備ではなくて、できる範囲内というところで、犀川が蛇行しているところのショートカットだとか、そこに生えている樹木を伐採していただいた。これらもこれらに対応するような事業だというふうに理解しております。

[9 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 最近の雨・風・豪雨については、本当に非常な被害があります。備えるといったところで、瑞穂市にも危険箇所がもうわかっておりますので、しっかりとした対応をお願いしていきたいと思います。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

環境整備について、まず初めは、自然環境についてであります。

自然環境は守らなければならないと、平成27年6月の一般質問に始まり、さまざまな角度にて水資源を守る活動について質問をさせていただきました。

そこで、ハリヨなど絶滅危惧種が瑞穂市内の川に生息している。守る地域として、瑞穂市ハリヨ生息地魚類等水生生物調査が行われ、平成28年11月に報告書が完成いたしました。それは、

調査により岐阜県のレッドデータブックの絶滅危惧種の中のハリヨなどが含まれているとの報告でありました。

瑞穂市内の自然環境の中で生息が確認されている中で、この河川調査が行われたことにより、どのようにハリヨを守る対策を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、説明がありましたハリヨですが、魚なんですね。環境省と岐阜県にレッドリストという絶滅危惧種に指定されているというのがあります。環境省のレッドリストには、1 A類といいます。岐阜県レッドリストのほうは、絶滅危惧1類というふうに指定されています。大変貴重な魚です。

今お話がありましたように、調査をしました。それで今回、ハリヨの生息地って瑞穂市指定文化財となっている給食センターだとか、ほかには太陽電機工業株式会社の敷地内もあったんですけども、その調査では給食センターのほうはあったんですが、会社のほうはもう絶滅したということで、確認されなかったという状況になっています。

このハリヨですけれども、まずはきれいな水じゃないとだめですし、それと希少な魚なので、乱獲といいますか、とりに来る方が市外から見えるという状況があります。従来は、調査の前は静かにしておったほうが守れるのではないかという考え方もあったんですけども、そんなことを言っている状況じゃないと。早く看板を立てて啓発をして守っていかないと、もう本当にいなくなってしまうよということになっています。

ですから、今御質問のように、どのように守る対策を行っていくかということですが、この状況を地域の方、校区の方々にお話をさせていただいて、地域の方と一緒に看板等を立てるとか、除草作業をするだとか、そういうことから始めて、また啓発活動、とりに来る方が見えたら、とってはいけませんよというレンジャーのような活動をするとか、そういう形で進めたいということで、今地域の方々と一緒になって詰めているという状況でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） そこにはハリヨだけではない、さらにレッドリストに掲載されているような魚もいるというふうに報告を伺っております。地域の方とレンジャーのようにしっかりとそこを守ることをしていただきたい。その方向をきちっと示していただきたいと思います。

先ほども答弁にありましたが、給食センターはまだ生息が確認されている。企業内は絶滅した。しかし、瑞穂市指定文化財というふうに指定があります。その池については、今後どのように考えるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 給食センターのところの池も草が堆積して、中にヘドロのようにな

っている状態です。自噴してブクブクブクっと水が出るきれいなところしかハリヨは住めないんですよね。そのヘドロが堆積してしまっていますので、今後はまた地域の方々とそういう活動をしてくれる方が見えますので、清掃活動なんかもやっていきたいなというふうには思っています。ただ、まだこの間の調査だとおりましたが、今現在ではどうなっておるか、状況はわかりませんので、再度現場を見せていただいて、教育委員会とも調整させていただいて、見ていきたいなあというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 給食センターについては、ヘドロが堆積をしているということでありませう。また、地域の方をお願いをしていくということでありませう。やはり地域の方、地域の方という声が多くなってくるのも、しっかりと連携をしていただきたい。さらに、企業についての答弁がありませんでした。企業内にある池については、今後どのようにされていくのか。文化財指定がしてある。しかし、絶滅をしている。そこはどのようにお考えを持っているのかお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 企業さんのほうの池ですけれども、こちらのほうにはもう前回の28年に調べたときには、もういなかったという状況ですので、今後また会社さんのほうの体制もありますし、また飼っていただけるか、生息されるような環境にされるのかどうかはちょっとわからないところがございますので、私どものほうとしては、またお話を聞かせてもらって、状況確認させていただいてと思っています。そのいかにによっては、また教育委員会のほうに指定がありますので、また今後詰めていかないかということにはなるとは思いますけれども、そういう形で今思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 給食センターの西の池、企業内にある池について、やはり指定がされた以上はきちっと管理をして、ハリヨの生息地として生かしていただきたい。また、企業の方にも環境が変わり、水質の変化等もあるかと思いますが、その部分についてもしっかりと交渉をしながら、ハリヨについて指定がしてある以上はお願いをしていただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。やはり、企業としてどのようにしていくのか、これも確認をしていただきたいと思います。

さらに、この地域を守る活動として、啓発や他の地域との連携による水質環境整備は進められなければならないと思っております。地域の活動や教育活動により、地域の宝となるよう進められないのかお伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員、御質問の地域の活動とか、あるいは教育活動によって地域の宝とならないのかということについての御質問にお答えしたいと思います。

具体的には、ハリヨの保護ということで行きますと、県内には何カ所かありますが、特に大垣市では、ハリヨの保護区が何カ所かございます。地域の方が保存会をつくって、ハリヨと湧水、いわゆる湧き水を守ってみえます。その一つに、大垣市の西之川地区というのがございまして、そこでは地下水が枯れてしまったという、一時絶滅の危機になりましたが、地域の方たちの熱意で復活に至ったというようなことを聞いております。このときには、地域の方々子ども会と協働して、ハリヨの池、あるいはその周りの除草・清掃活動といったものを行って、地域ぐるみで保護・保存活動を行ったという事例でございます。

では、瑞穂市ではどうかというところでございますが、地域の方々の願いをもとに、こうした活動を行うことは大変よいと考えます。地域の方々の地元の自然を守りたいとかという熱意が、自然環境の保全であるとか、ハリヨの保護といったことにつながる地域の活動を生み出すというふうに捉えております。そして、その活動が、地域の子供たちを巻き込んだ活動として発展していくこと。それによって、地域の文化として、つまり地域の宝として根づいていくと考えられます。

話は変わりますが、本年度から瑞穂市の小・中学校はコミュニティ・スクールとなりました。コミュニティ・スクールでは、地域とともにある学校を進めていくというのが前提でございます。地域にはこの学校の仕組みを利用させていただき、教育活動と結びつけていくことは十分可能でございます。具体的に申しますと、地域の大人の方々が子供向けの勉強会を開催して、自然保護の大切さを教える学習、こういったことも実施することは可能でございます。さらに、その学習が進みますと、実際の活動となって発展していきます。子供たちと一緒にできる地域の活動となり、定着するのではないかというふうに考えます。

そういったことを考えますと、ぜひとも地域の方々の熱い思いであるとか、地域を大切にしたいという強い願いを子供たちにぶつけていただけるとありがたいというふうに考えます。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9 番（庄田昭人君） 水資源の大切さ、さらに地域との活動、これは本当に地域の宝として、また行政も協力をお願いしていただきたいと思えます。

やはり、私たちの子供のころは、川に入り魚をとった。中にはザリガニをつかまえて食べたことも聞かせていただいた、そんな時代のことも考え、川に今の時代で入れということではありませんが、しっかりと自然環境を残さなければならない、そのように思っております。

さらに、先ほど企画部長も挙手されましたが、何かそこに報告があったのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） このハリヨなんです、調査を受けまして、その調査の中身をお話ししたかったということがございます。

とにかく、その調査報告書には、地域住民全体で守るべき宝物として位置づけてほしいという提言だとか、違法採捕ができないような環境を守ってほしい。ただ、違法採捕ができるというのは、隠れやすい状況なんですね、草木があったりとか。だけど、草木を全く切っちゃうと、またハリヨさんが困っちゃうんですね。ですから、専門家の知見を教えてくださいながら、地域の方も勉強して、その中に子供たちも入って勉強しながら、地域の宝物として守ってほしいという提言がございます。あとは、先ほど言いましたが、レンジャーといいますか警備する者、そういった方も地域で組織してほしいというのがございました。こういう形でまた進めていきたいなと思っております。こういうコミュニティ活動が地域を強くしていくということがございますし、今この校区の活動として、補助金を来年度申請しています。新たな補助金活動をチャレンジしています。その活動費をもとに、こういう活動が校区でできるといいなあというふうに思っています。

それから、近隣市町のハリヨとの関係といいますかネットワークなんですけれども、ハリヨを守っているネットワーク団体がございますので、そういうところとも連携をしながら、いろんな情報を、講師としてお招きして、校区で勉強していただくとか、そういう活動もしていきたいなというふうに思っています。

以上、補足でございますが、よろしくお願いたします。

[9 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9 番（庄田昭人君） 専門家の方から言わせると、瑞穂市内におけるこの場所は、本当に貴重なんだよ、瑞穂市を守ってください、すごい願いがある場所であります。どうか地域の宝として、しっかりとここの部分について注視をしていただきたい、協力をお願いしていただきたいと思えます。

それでは、さらに自然環境と都市化について、この部分については相反する点であります。都市化整備について質問をさせていただきます。

水環境を守らなくてはならない。このことは都市化についても当然であります、市民の方より聞かれたことがあります。開発が進む瑞穂市ですが、開発中に溝を埋めたり住宅地とするとき、メダカなどが生息しているが、そのまま開発されているところを見たが、守ってあげられないのか。瑞穂市にはルールや条例はないのか。これは小さな市民の声かもしれませんが、

このことについてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

議員、御指摘のとおり、水環境は守っていかなければならないと認識しておりますけれども、土地の開発行為などは、主に市街化区域を中心に定められた手続において行われていると考えております。また、適正な手続により行われております開発行為などで、水路に生息している生き物を保護するといった瑞穂市のルール、条例は定められておりません。しかし、水路ではありませんけれども、水質汚濁防止法に定められた2つの環境基準、生活環境の保全に関する環境基準や人の健康の保護に関する環境基準に沿って、瑞穂市全域の1級河川の水質検査は毎年2回行っております。その結果は公表しております。この結果は、5年ごとに見直しを行う生活排水対策処理計画の基礎資料として計画に調査結果を反映させることで、水質保全に取り組んでいるところでございます。

一方、水路に生息している生き物で、メダカは対象ではございませんけれども、今まで企画部長や教育長などの答弁にもございましたけれども、在来の希少野生生物であるハリヨの生息が認められるというところで、県の希少野生生物保護条例のもと、県の環境部局と相談、連携をしながら、市民の団体とか市の関係部局と協力をしながら保護・対応に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 小さな市民の意見、小さな生き物かもしれませんが、大切にす気持ち、心は必要だと思いますので、これからもその部分について、しっかりと進めさせていただきたいと思えます。

さらにこの部分について、水環境から都市開発についてであります。市長も胸につけられていたバッジですが、本日はつけられていないバッジのことについて、持続可能な開発目標中の安全と水とトイレを世界中にとの項目があります。水環境としての都市化が進む瑞穂市にとって、水環境を保全する必要があるが、下水道についてどのように進めるのか。さらに、地方自治法にある最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。ここは、冒頭に申し上げました知恵を絞り、この瑞穂市にとって最少の経費で最大の効果を上げる取り組みが必要な、先ほど市長より説明があったのは、大きな経費がかかることをどのように守りながら知恵を絞っていくべきか、そんな部分をお伺いしたいと思います。下水道について、どのように進めるのか、さらにお伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 本市では、近年市街化区域の宅地開発が進んでおり、今後も市

街化区域における農地の宅地化は進んでいくものと予測されます。

そのような中、伊勢湾に流れ込む閉鎖性水域に位置している瑞穂市の市街化区域の汚水処理施設は、公共下水道で整備していくことが中・長期的な観点からも最も効率的であります。ほかに浄化槽の観点からは、先ほど市長も申し上げておりましたが、国の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領が平成31年4月1日から改正されまして、浄化槽設置に対する補助金の交付対象が改正されました。主な変更内容は、生活排水が処理されずに水路へ排水されている建物の単独浄化槽やくみ取り便槽からの合併浄化槽への転換といった汚水処理未復旧の解消に伴うものは対象とされまして、例えば、今までは合併浄化槽を使用されていた方が合併浄化槽を入れかえても補助金の対象とされておりましたが、改正後は対象とならないことになりました。このように、国の浄化槽設置整備事業実施要綱が改正され、補助金の対象が減るということで、将来、市民の皆様の負担がふえますので、少なくとも市街化区域においては、公共下水道を早期に整備しなければならないものと考えております。

早期に事業着手するためには、現在、課題となっております下水処理場用地に関して、より多くの方々の御理解を得られるように、地域の方々に対して正確な情報をお伝えしていきたいと考えております。

また、財政負担につきましては、堀議員の御質問で答弁させていただきましたが、現在22億円ある下水道事業対策基金を活用することで一般会計の負担を軽減することができ、また起債償還に充てた一般会計繰出金の一部につきましては普通交付税で措置されること。さらには、下水道整備における建設費など財政負担を軽減するため、国が進める民間の資金やノウハウを最大限に活用できるPPPやPFIなど、官民連携事業の実施も考えて進めていきたいと考えております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 庄田議員の環境問題、希少生物について触れながら、ちょっと御説明、お答えをさせていただきます。

御質問の中にもありました地域の宝、瑞穂市の宝となるような生物の保護についてということで、瑞穂市には希少生物がおります。ハリヨはもちろんですが、瑞穂市は、地形上、湧き水が豊富にございます。私が幼いころから幾つものため池があり、メダカがおり、センパラがおり、ハエがおり、フナがいて、たくさん魚釣りをしたような記憶もございます。企画部長の答弁にあったように、絶滅危惧種であるカワバタモロコも生息をしておる。牛牧団地に今住んでおられる専門家である大学の教授の方からお話を聞くと、議員が言われる場所ではございませんが、またほかにもカワバタモロコがおるといようなことを聞いております。外来種が多い中、日本古来の希少な生物をどのようにして保護するのか。もともと日本にいた在来種をどのように守っていくのか、河川改修等もかかわりますし、環境を維持するような観点からも、子

供たちにもコミュニティ・スクールの中で自然保護や水辺環境、水質を考えるような機会もこれからふえていかなければならないと考えています。

また、環境水道部長のほうから今お答えさせていただきましたが、環境を守る上でも、公共下水道事業というのが必要となっておりまいます。堀議員のところでもお答えをさせていただきましたが、5つの指摘した事業の中、それぞれについてお答えさせていただきました。また、国のほうの補助金、交付金がいつまで続くのか、そんなような状況の中から、国が勧めているPFI、PPPなどの民間を活用した事業でコストを削減して取り組んでまいりたいと考えています。

最後になりますが、この公共下水道事業でやってはいけないことを決めることが大切だと先ほどもお話ししました。つなぐ当てもないところに管渠を整備したり、供給量もないのに汚水処理槽をふやしていくようなことのないように、3年ごとに立てる財政計画のもとに、他の事業と整合性を図りながら、この公共下水道事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とします。

[9番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 先ほどの堀議員さんのところにも答弁があったように、まずは進めるという6月議会において結論を出すといった言葉は、一步踏み込んだ答弁でありました。そのことにより、瑞穂市として点検を5つする。下水道事業を進める説明、そんなところは、とても私としても早期に解決をしていただきたい。令和2年、さらに令和8年には開始していきたいとの答弁でありました。このことについては、ちょっと私は答弁中でメモ書きであります。なかなか全てが書き込めませんでした。思うようにこのことについてというところではありませんが、堀議員さんのところの説明では、国に申請するというような内容でありましたが、私としては、この事業計画、下水道法事業計画、都市計画法に基づく都市計画法事業許可図書の提出、申請については県にも提出もしくは申請が必要ではないかというふうに考えております。この申請については、いつ想定しているのか、具体的なお考えがあればお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） そういった提出資料に関しましては、県のほうに協議をできれば今年度中には進めていきたいなどは思っております。

[9番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 今年度中ということですので、もう時間がありません。森市長におかれましては、今年度中ということ、本当によかったのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 私は、堀議員のところでお説明しました国への申請書類ということで、PPP、PFIなどの先導的官民連携事業の申請を考えておりますので、早ければ今年度中には進めていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 行政とPFI活動については申請するということではありますが、この事業計画の申請についてはどうされますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 先ほど、堀議員のときにも御答弁させていただきましたけれども、令和2年には事業着手をしまして、令和8年には供用開始に向けて、最短でそのように進めていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 今年度中ということで、再度確認をするといったところではありますが、森市長、よかったですでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） そのとおりでございますので、お願いをいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） よろしくお願いを申し上げます。

本日の質問は、地方自治法の第2条第14項の中の地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されていることをしっかりと肝に銘じていただきたい。そのことは、瑞穂市の問題として少子高齢化の進行、地方分権の進展、社会経済活動の広域化、情報技術の急速な発展など、さまざまな問題が大きく変化しております。そのあり方について、しっかりと市民と行政が一体となったまちづくりの重要性は、今後ますます高まっていくものであります。今、まさに大切なときでありますので、どうかこのことについて、しっかりと議論をしながら進めていきたいと思っておりますので、お願いを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、9番の庄田昭人君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。午後1時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 若園正博君の発言を許します。

若園君。

○8番（若園正博君） 議席番号8番、創生クラブの若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、市民の皆さんが疑問に思っておられること、このようなことをしてほしいといった声を聞き、質問させていただきます。

これより質問席にて質問させていただきます。

まず、初めに投票率向上という点から質問させていただきます。

先般の市長様よりの所信表明の中で、瑞穂市は非常に投票率が悪い、参議院の結果もワーストクラスというようなことをごさいました。そういった投票率がよくないということだけで済ませる問題ではございません。他市町に比べても、ワーストレベルというのが続いております。やはり投票率向上に向けての反省を踏まえ、施策が必要ではないかと考えます。

市民からの声として、期日前投票所の瑞穂市役所内は駐車場が少ない、広い場所での期日前投票の設置を望む声、若者たちに呼びかけるSNSの活用を検討されてはどうか、朝日大学のこぞって投票にいこまいプロジェクトの意見を参考にしながら検討されてはどうかといったお話を伺います。もし、このほかに何か意見を把握されておられましたら、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、若園正博議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、さき7月21日に執行された参議院議員通常選挙における瑞穂市の投票率は45.86%と、前回の投票率より4.69ポイント下がり、低い投票率となってしまいました。ただ、今回の参議院議員通常選挙は、岐阜県内においても投票率が51%と、前回、18歳選挙権の適用された平成28年度より6.74ポイントと大きく下がっており、県内全ての市町村において投票率が下がっているという状況がございます。

そうした岐阜県内の状況から当市の投票率を分析しますと、県内21市の平均投票率50.65%が、前回より6.67ポイント下がっているのに対し、当市の下がり幅は4.69ポイントと余り下がっていない状況があり、前回県内で最下位だった投票率も、今回は、低いんですが、県内19番目と低いながらも少し順位を上げた状況となっております。そうした視点から今回の当市の投票率を総括させていただきますと、投票率は低かったが、県内全体で大きく投票率が下がった中、当市の投票率は余り下がらなかったと分析をしております。しかしながら、当市の投票率が低いことには変わりがございます。

その当市の投票率が低い理由として考えているのが、1つ目に、瑞穂市の特徴として30歳未満の人口割合が多く、若年層の比率が高いが、この若年層の投票率が低調であることが1つにあります。2つ目は、県内21市の中で瑞穂市は転入・転出の異動が激しく、また、日中通勤などで市外に出かけられる方の割合、昼夜間人口比率というものがあるんですが、これが高いことなどから、選挙に余り関心がいかないことなどが考えられます。

そこで、本市としては以下のような取り組みを行っています。

まず若年層へのアプローチとして、18歳到達者の方に、選挙啓発として「18歳のあなたへ、選挙に行ってみよう！」という冊子を送付したり、さらには、成人式において選挙啓発パンフレットなどを配布し、投票参加の呼びかけを行っております。また、若者の投票率向上と主権者教育を目的に、学生さんたちに選挙への関心を高めてもらうとともに、大学で投票ができるよう、朝日大学構内に期日前投票所を設け、その学生さん自身にも期日前投票所の投票立会人を経験してもらったりしております。

続いて、低関心者への啓発活動としては、選挙啓発団体として瑞穂市明るい選挙推進協議会を立ち上げており、この協議会では、自治会などの各種団体での幅広い選挙啓発を狙って、各種団体の長に協議会のメンバーとなってもらっています。議員御指摘の朝日大学のこぞって投票にいこまいプロジェクトのメンバーも、この協議会の一員となっております。その主な活動としましては、協議会の皆さん、さらに朝日大学のこぞって投票にいこまいプロジェクトの学生さんたちと、JR穂積駅前にて、駅からおりられる方を狙って、啓発物品を持って投票への呼びかけをしております。また、今年度からの新たな取り組みとして、駅前での啓発に加え、駅前広場に大型ディスプレイを搭載した車両を置き、瑞穂市PR動画とあわせて選挙啓発の映像を放映したりしております。さらに、議員の提案されている選挙啓発におけるSNSなどの活用等については、一度この瑞穂市明るい選挙推進協議会において検討したいと考えています。

その他、寄せられるさまざまな意見の一つとして、各候補者の公約・マニフェスト等がわかりにくいという意見が多くあります。市外への通勤者や出かけられる方が多い本市においては、立候補されている方の街頭演説や講演会等へ出かけ、生の声を聞く機会も少なく、通常の啓発活動ではなかなか有権者に響かないことも事実でございます。立候補者がどのような人で、どのような公約を掲げて、どのような将来像を持っているのか、その実現のためにどのような施策を考えているのか、今後は、有権者が知りたいと思ったときにいつでも知ることができるように、例えばネット環境を工夫するなど、特に若年層に向けたさまざまなアプローチを積極的に行っていくことが必要ではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） わかりました。やはり若者たち、若年層の投票率が悪いということで、市民の方が言われますSNSを活用し、人集め、今いろんなところで人集めにはSNSを活用しながら集めておるといふことで、十二分果たせるかと思ひます。また、こうして投票率が悪いのは、我々の公約の内容が読みにくいというお話でございましたので、一理責任はあろうかと存じます。

その中で、我々もやっぱり若い人たちに啓発活動、投票へ行きましょうというチラシは渡るわけですが、なかなかそれだけでは実際に投票所に行っていたところが少ないわけでございます。高齢者の方も決して多いというわけではございませんが、なかなか駐車場関係とか、いろんな期日前投票へ出かけても、車を出かけてもなかなか不便であるといったところのお話を聞くわけでございますが、勝手ながら私の一提案ではございますが、ある市町におきまして、こんな取り組みがあります。

期日前投票及び投票日に行かれて、投票証明書をいただきます。その投票証明書に、いわゆるみずほバスの2回分の無料券を一緒につけて、期日を決めて、それはやり方がいろいろあるかと思ひますが、そうした配付の仕方もあるのではないかなというふうに思ひます。こういったところ、いろいろ選挙の制約がございますので、調べましたら、他市町では実際に行っておるところがございます。前回の参議院選挙で、この無料券配付が行われたわけでございます。そして、期日の間に全ての方に使っていただいて、2,000枚を利用していただけたといったデータが出ております。こうした地域のふれあいバスを活用できる無償券を配付するといったような、こうしたお考え、また規制はございましょうが、決まりは市のほうで決めていただければいいんですが、こういった考えをお持ちかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ありがとうございます。期日前投票所までの移動手段とみずほバスの利用促進を図つてはという議員の提案についてお答えをさせていただきます。

まず、この投票済証明書とは、投票に来られた方に投票のあかしとして発行されるものでございます。ただ、法的な根拠はなく、その発行は各市区町村の選挙管理委員会に委ねられているという状況でございます。この投票済証明書ですが、近年では、議員さんの言われるとおり、投票率が低下しているということで、投票済証明書を持参したお客様に、例えば地元商店街で割引サービスを行うなど、投票率アップと地域活性化を図っている自治体や、まさに議員さんより提案していただいている投票済証明書を利用したバスの利用促進を図っている自治体もございます。

ただ一方では、この投票済証明書を発行することにより、選挙活動に熱心な組織の道具に利用されたり、利益誘導や買収などにも利用されるおそれがあるとし、投票済証明書を発行していない自治体もあります。

このように、投票済証明書の発行については肯定的な見方と否定的な見方がございます。瑞穂市の場合は、現在投票所にて、投票者の要望により投票のあかしとして投票済証明書を発行していますが、議員の提案されている投票済証明書とみずほバスの無料利用券発行を関連づけられないかということに関しては、所管の関係課とも協議しなければいけません。一度、選挙管理委員会にて調査、研究をしたいと考えております。

今回、貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） あくまでも私は公正・公平な立場から、こうした利用券の活用をということで御提案させていただきました。そうしたことにおいて、また投票所へ出向かれる人、また高齢者もふえるといいかなということで御提案させていただきました。先ほども言われましたように、みずほバスの利用度を上げる意味においても、いろんな方法で、これ一挙両得という言い方はおかしいかもしれませんが、そうした活用方法が今後望まれていくべきではないかなというふうに思いますので、今も答弁ございました。前向きに検討していただけるということでございますので、ぜひ一度こうした方法を考えていただき、ただ単に啓発チラシをまくとか、いろいろ呼びかけるだけではなく、実質にこうしたものという形で、お礼として、また瑞穂市のPRとしても出されていったらどうかなというふうに考えたわけでございます。昔は、投票に行きマッパをもらったような覚えがありました。あのころはマッパが非常に貴重品だったので、そんなような覚えもございます。

そういった中ではございませんが、やはり若者にもっともっと選挙に関心を持っていただいて、投票に行きいただくというふうに考えております。我々も今度意見交換会の中では、この投票率のこと、選挙へいこまいかと朝日大学の皆さんともお話し合いを持ちながら、選挙というものをじっくり考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

引き続きまして質問させていただきます。

スクミリンゴガイ、ジャンボタニシのことでございますが、ジャンボタニシから稲を守る支援についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

ことしは暖冬であったため、スクミリンゴガイ、俗にジャンボタニシと呼んでおります、この越冬数が多く、岐阜県内の水稲に大きな被害をもたらしているのが現状です。また、これまで発生の見られなかった地域にも被害が見られており、被害地域は徐々に拡大する傾向にある

とされています。

このジャンボタニシの駆除・防除方法といたしましては、1つ目、貝の捕殺、2つ目には卵の塊の水没、3つ目には侵入防止のネット等の設置、4つ目には食害防止の浅水管理、5つ目には農薬による防除、6つ目には稲わら腐熟促進と兼ねる石灰窒素散布、7つ目には、厳冬期1月から2月にかけて2回程度の耕起があります。

現在、本市の対策は、農業振興地域につきましては多面的機能支払交付金事業を活用して、みずほ資源環境組合による農地維持共同活動の中で駆除作業を行っております。それ以外の地域につきましては、森林環境税事業の生態系保全市町村支援事業を活用して、ジャンボタニシ駆除作業員2名を臨時に雇用して駆除作業を行っています。さらにJAぎふでは、平成29年度から3年間、農薬購入に対する助成を行い、個人での対策もとっていただいているところでございます。今年度に入りまして、本巣地域の担い手による駆除作業も実施され、JAぎふとしても抜本的な駆除対策方法の検討を進めると伺っております。

雌の成貝は年間20回から30回産卵し、1頭当たりの総数は約4,000個にもなるなど、驚異的な繁殖力に根絶までには至っておりません。被害の大きな圃場につきましては、重点的に駆除作業員を配置して駆除などを行いながら、今後も近隣市町、JAぎふ等の関係機関の対策なども参考にして、効果的な対応をさらに進めてまいりたいと考えております。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） 先ほどのお答えの中にも、お答えが入っておるかもしれませんが、以前にもお伺いしましたように、冬の間には耕運機のローラーの回転を遅くしながら、浅掘り方法で駆除をすとか、先ほども薬剤散布をもって駆除をすということ、助成金を出されての駆除ということですが、結果は、この部分でどうなんでしょうか。今、成果は上がっておるといふふうにお思いでしょうか。

先ほどもございましたように、本巣地内では非常に大量な発生を見ておるといふことで、これは上でございますので、だんだんそれが下のほうにおりてくるのではないかと懸念もされておられるわけですが、その点を踏まえていかなるものか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市内の対応につきましては、今御答弁させていただいたとおりでございます。

一方では、北側の本巣市では被害が大分ひどいということもお聞きしております。このジャンボタニシが自力で分散していくとなると、河川の上流から下流に移動してくるということも懸念されます。そういった意味で、引き続き市としても対応は進めていきますが、JAとしても、やはりそこには懸念を持っておられますので、JA等の関係機関と協力しながら進

めてまいりたいと考えております。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8 番（若園正博君） ことしもまだまだ発生が多く、被害も拡大していくということでお伺いしてよろしいでしょうか。また、その発生源の対策についても、ぜひ御検討いただけるということでもよろしいですね。

ある市町での取り組みを伺いましたが、これも余りいい方法ではないんですが、バケツいっぱいジャンボタニシを買い取るというような方法で、1杯100円でしたか、子供たちが集めてくるジャンボタニシを買い取るという対策がとられておるようですが、我々の市町では、プレミアム商品券を使って買い取るということをごさいますね。もう答弁は結構です。

そういったぐらいにまで非常に困惑しておると。やっぱり言うておられましたのは、人海戦術だということで、人を使って回収しなくてはならんということが一番かと思っております。

また、お話を聞きましたら、直まきも結構効果があるというふうにご伺いまして、まだ水の張っていない田んぼに、ローラーで固めて、その上にじかに苗を入れ、ある程度苗が育ってから水を入れるということですので、ジャンボタニシの性格は、やわらかい入れたばかりの根を食べるそうですので、直まきを使って、ある程度伸ばしてしまえば、被害が少ないんじゃないかといったようなお話も聞きました。それに、直まきであってもお米の味は変わらないということでございましたので、そういった方法も今後とっていければいいかと思いますが、また直まきできる機械がございませんので、1台ございますか、またそういった普及も必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

この質問は、特定健診の受診のことについてお伺いさせていただきます。

今回の補正予算か何かの中にある程度数が載っております、重複で聞くようなこととなりますが、40歳以上の方を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診断でございますが、現在の受診率、年齢別でお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 特定健診の受診率ということでございますが、国保連合会の資料を使って申し上げたいと思いますが、これは5歳刻みになっておまして、あと後期高齢のほうも含んでおりますので、ちょっと年齢の高いところまで含んでおりますが、まず40歳から44歳までが21.1%、45から49が22.3%、50から54が29.3%、55から59が30.5%、60から64が43.3%、65から69が51.2%、70から74が56.2%、75から79が47.7%、80から84が46.2%、最後になりますが、85歳以上が33.6%というような受診率となっております。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） このみずほ大人の健・検診早見表というのがございますね。非常にわかりやすい、年齢が来て、いろんな健診ができるという、がん検診、その他検診、年齢別にわかりやすい表ができておるなあと考えておりますが、こうした受診率の向上につながっておるのではないのでしょうか。こういう関係で受診がふえたということはございますか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの若園議員の健診等々の受診率についてでございます。

上がっているものもあれば、横ばいのものもありまして、一概に向上しているというところには言いがたい状態でございます。例えば、上がる傾向あるいは横ばいと申しますのは、大腸がん検診で、28年度で12%であったものが、29年度16.5%、また30年度で16.6%というふうになっています。また、肺がん検診については7.0%から7.6%、それから30年度は7.4%というふうに若干下がったようなものもございます。また、乳がん検診については18.4%から18.9%、30年度は18.9%と、これは横ばいということでございますが、代表的なところについてもそういったような状況になっております。

また、全国がん検診従事者研修会という国からの指導がございまして、そこにおいては、受診率を上げるだけではなくて、精度管理の体制を整備することが大事であるというふうに言われております。また、要精密検査となった方がきちんと精密検査を受けるような体制づくりも重要であるというふうに言われてきております。今後とも、受診率の向上はもちろんでございますけれども、精度管理もしっかりと行っていきたいと考えております。

なお、今年度からは、乳がん検診、肺がん検診、胃がん検診については、インターネットでのお申し込みができるウェブ予約を導入いたしております。これについては、受診率の向上等々にも期待をしておるところでございますが、ぜひ御利用いただきますように周知、啓発に努めてまいります。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） わかりやすい御説明ありがとうございました。

もう一つ健診の中でお伺いしたいのは、ことし、私、64歳ということで特定歯科健診の案内がございました。お伺いしましたら、65歳から歯科健診がございますね。この案内表には、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70の方に特定健診がございます。歯のほうも、今こうして特定健診が設けられておるなあとということを知ったところでございますが、市長さんが9020運動というのを推進されておられまして、非常に若いうちから歯の健診というのは重要なことではないかなというふうに思っております。

この5歳間隔で持っていく歯の健診ですが、もう少しサイクルを短くし、毎年とは申しませ

んが、そのくらいのサイクルで歯の健診をしていかなければ、なかなか9020というわけにはいかないのではないかとこのように思うわけでございます。私は64ですが、もう歯がないもので、健診を受けても入れ歯の健診しかありませんので、あれですが、いかがでしょうか。本当に歯は若いうちからしっかりと見ていただくということが必要ですが、そのような御検討をお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 歯科健診につきましては、平成21年度から実施しておりまして、その後徐々に対象者を広げてまいりました。それで、現在の5歳刻みというところは平成27年度から実施しているところでございます。検査項目としましては、問診、それから口腔内検査、歯周病予防、歯垢・歯石の状況、歯肉の充血・腫れ、そういったところ、あと歯周病の評価などというところで実施をしております。負担額は、自己負担は無料となっております。さらに細かくということですが、今後、国保運営協議会などと協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま市民部長からも御答弁をさせていただきました歯科健診でございますが、若年層の健康診査ということにつきましては、私どもも大変重要なところであるというふうに認識をしております、その早見表にもあるとおり、20歳から38歳の方を対象者として、g o o dライフ健診という名で、これも自己負担金500円で市内の医療機関にて行っておる健診がございます。今年度については、7・8月の2カ月間で643名の方が受けられております。この健診の目標は、若いうちから医学的データに基づいた健康管理ができる市民になりましょうというようなところでありまして、受診後は、検査データと生活習慣病についての30分セミナーを開催して、若い世代の健康づくりの意識を高める方策もあわせて行っております。

また、歯科健診につきましては、先ほどの答弁にもあるとおり、国保の方を対象者といたして5歳刻みで健診を設定しておりますとともに、75歳以上の後期高齢者医療保険の方を対象者として、さわやか口腔健診というものも毎年御案内をしておるところでございます。

したがって、若い世代に対する歯科健診については、さきに述べましたg o o dライフ健診に歯科健診を加えるようなイメージになるというふうに考えております。市長のマニフェストにもあるとおりに、90歳でも20本の歯を維持する9020運動にもつながっていくというところであるとと考えております。しかしながら、今のところは具体的な検討に至っておりませんが、今後の事業化の可能性について、これから考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） わかりました。なかなか若い人たちも、そうした健診がありますよとい
っても受けられないのが多いかと思えます。選挙の投票と一緒にです。なかなかありますよとい
っても、理解していただけない点が多少あろうかと思えますが、やはりここは根気よく、若者
たちが本当に興味を持っていただいて、こうして健診を受けていただくという工夫をまた今後
ともよろしく願い申し上げます。

引き続きまして、処方箋のことについてお伺いさせていただきます。

現在、お医者さんに行かれましては、多剤・重複投薬は、複数の病院に通院する我々高齢者
に多く見られるわけですが、健康被害をもたらす医療費の無駄遣いにもつながるの
ではないでしょうか。こうした自治体での、患者に処方薬のリスト通知及びそうした取り組みが
必要ではないかというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 多剤・重複投薬の適正化は、医薬品の有効性の確保や副作用の防止、
医療費の適正化などのため大変重要でありまして、国では新経済・財政再生計画改革工程表
2018におきまして、重複・頻回受診、重複投薬等の防止等の医療費適正化の取り組みを実施す
る保険者を2023年度までに100%にするとしています。

多剤・重複投薬の適正に向けた対策としましては、1つ目として医療機関における処方での
減薬、2つ目として薬局から医師への減薬の働きかけ、3つ目として保険者によりますレセプ
トを活用した取り組みが考えられます。

保険者であります市は、3番目のレセプトを活用した取り組みを行うこととなります。これ
には、対象者に服薬情報を通知するパターン、それから対象者に個別に訪問・指導するパター
ンがあり、国保の保険者努力支援制度の評価指標にも上げられておりまして、取り組みが求め
られているところでございますので、実施をしたいなあというふうに考えております。

昨年9月の国保データベースシステム改修後にデータ活用研修会が開催されまして、対象者
の抽出方法の説明を受けました。今年度の取り組みで抽出基準が設定される予定ですので、早
ければ来年度以降、対象者に服薬情報の通知ができるようになるというふうに考えております。
以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） ぜひ薬の種類が減り、飲み合わせの悪い薬の併用が回避されるような、
またそれが薬剤費の減少につながっていくということにもなりますので、ぜひこうしたところ
を進めていただきたいということでございます。

そして、また行政としましては、市民に通知を出したり、薬局からの相談、そしてお薬の見

直し、医療費の削減というのにもつながりますので、市がもっと市民に意識を持ってもらうようにすることが必要ではないかというふうに考えております。

また今後、国としてもマイナンバーカードを活用しながら、保険制度にも持っていくということがございます。お薬手帳がなくなって、こうしたお薬手帳のかわりにもなってれば、いろんところで活用できるのではないかと考えておりますが、市民部長いかがでしょうか、今後そうした取り組み、考え方。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） お薬手帳のお話がありましたが、お薬手帳につきましては、何冊も持っておられる方もあろうかと思いますが、手帳の趣旨、大切さをまず一人一人の方に認識していただいて、複数の手帳があれば、一つにまとめていくことが重要ではないかなあというふうに考えています。

あと、医療費の適正化に関する取り組みとしまして、現在市では、個人の医療費の通知、それから後発医薬品に関するお知らせとしまして、後発医薬品利用時の自己負担軽減額の通知を実施しています。こういったところで、今後とも適正な受診、適正な服薬を促す取り組みということで順次進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○8番（若園正博君） そうしたことで、やっぱり市民の声を市民の皆さんに伝えていくということはなかなか難しいことございますが、これはやはり行政として果たさなければならない責任であるかと思えます。

ぜひとも、今後ともそうして市民一人一人に伝わっていくような働きかけをしていただきますよう切にお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番の若園正博君の質問は終わりました。

続きまして、15番 若園五朗君の発言を許します。

若園君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

議員提案として、3項目の一般質問を行います。

初めに、通学路の交差点の安全確保について、質問席より行います。

初めに、通学路の交差点の安全確保については、6月議会で一般質問を行いました。再度確認させていただきます。

滋賀県大津市の園児を巻き込んだ交通事故や、神奈川県川崎市の児童無差別殺傷事件の痛ましい事故・事件がありました。これを受け、瑞穂市においても、具体的に通学路の交差点の安

全確保に向けた改善整備計画はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

事件後に、早急に5月に、教育委員会と都市整備部が通学路沿いの道路の緊急安全点検を行ったと伺っておりますけれども、その点検結果はどのようなであったのか、お尋ねします。さらに、早急に整備が必要な箇所が何カ所であったのか、このたび把握された危険箇所について、今後の主な整備内容やその箇所数、整備を行う時期はそれぞれどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 通学路の安全点検につきましては、滋賀県大津市の事故をきっかけにして、この5月に教育委員会、各小・中学校で通学路の再点検を行い、その際には交通量の多い交差点などを重点的に実施いたしました。その点検結果より、横断歩道待機場場に防護柵が設置されていないなど、安全対策施設の整備が必要な箇所や各横断歩道の利用児童数などをまとめるとともに、都市整備部のほうに情報提供をしていただいたところでございます。

通学路の横断歩道待機場場に防護柵が未設置である箇所は、市内全体で57カ所あり、全ての横断歩道において防護柵設置の安全対策が必要であると考えておりますが、その中でも、特に利用児童数が多い箇所や、保育園や小・中学校に近接している箇所、横断歩道前後の道路線形が曲線になっている箇所など、早急な整備が必要な箇所につきましては24カ所あり、今回の9月補正予算にて予算措置を行うとともに、早期に工事に着手し、整備を完了したいと思っております。また、残りの33カ所につきましても、登下校時の児童の安全確保の観点より、引き続き来年度も整備を進めていきたいと考えています。

また、未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全対策につきましても、国の補助事業としての予算措置の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 57カ所ということで、24カ所を実施してまいるんですけれども、33カ所については新年度に考えていくということでございますので、早急に通学路の交差点の安全対策について、財政の許す範囲内で計画的に進めていただきたいと思います。

続きまして、通学路沿いの用水路転落危険箇所の対策についてお尋ねします。

この質問については、3月議会、6月議会一般質問を行いました。確認させていただきます。

8月12日、各務原市において70代の男性が用水路に転落し、うつ伏せで沈んでいるところを発見され、搬送先の病院で死亡が確認されたところでございます。生命に直結し得る用水路の安全対策は大変重要と考えております。市内通学路沿いの用水路転落危険箇所として、市街地内のフェンス、ふたがない水路について、市として何カ所把握されているのか、お伺いします。

私が個人的に調べたところ、それぞれ30カ所程度ございましたが、市として今後どのように対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、小・中学校の指定通学路のうち、水路への転落防止柵が未設置である箇所としまして、市が把握していますのは39路線、その延長は約12キロとなります。この未整備箇所につきましては、児童の安全確保のため、順次転落防止柵の設置整備を進めてまいりたいと考えております。今回の補正予算では3カ所、約640メートルの転落防止柵の設置工事費を計上させていただいております。また、来年度からは各小・中学校付近を重点に整備を進める予定であり、毎年、計画的・継続的に事業を進めていきたいと考えております。

また、これとあわせ、通学路以外で宅地開発が進んでいる区域の道路沿い水路についても、地元自治会長の要望等を踏まえた上で1カ所、約280メートルの防護柵の設置工事を実施したいと考えております。これ以外にも、民間の側溝・水路研究会から御提言いただいております道路側溝のふたがなく、人の動線上、転落の危険があると思われる箇所につきましても修繕工事を実施したいと思います。これらに係る費用は、この9月議会の一般会計補正予算の中で予算措置させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長にお伺いしたいんですけれども、今そういう用水路の安全対策が39路線あるということで、12キロですけれども、3カ所、640メートルと、宅地開発のところ280メートルということで、非常に財政的な中で来年度予算措置をお願いしたいところですが、市長の考え方について一言お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若園五朗議員の御質問にお答えをいたします。

6月議会に、若園議員から一般質問の中でお約束をいたしました通学路の交差点の安全確保について、そして水路転落防止柵についてということで、この9月議会の一般会計補正予算に計上して進めているところでございます。残りにつきましても、先ほど都市整備部長が申したとおり、計画的に集中的に実施をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 早急に用水路転落事故のないよう、財政の許す範囲内で計画的に進めていただくようお願い申し上げます。

続いて、耐震性の問題のあるブロック塀等の安全確保については、6月議会一般質問をさ

せていただきましたが、お尋ねいたします。

2018年6月、大阪府北部地震でブロック塀が倒壊し、小学生が死亡したことを受け、瑞穂市においても倒壊の危険性が高い箇所は何か所程度把握しているのか、お尋ねします。

また、瑞穂市には耐震改修促進計画がございますが、国・県・市と連携しながら、国の補助金を活用して対策・整備を推進すべきと考えますが、どのように考えておられるのか、お尋ねします。市の補助も出して行う計画があるのか、お尋ねします。

瑞穂市において、地域安全確保のためのモデル事業として先進的な取り組みが必要と考えていますけれども、特に子供たちの安全を守るため、通学路におけるブロック塀等の安全確保対策促進について具体的に整備計画があるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ブロック塀等の安全確保対策についてお答えいたします。

平成30年8月に実施した緊急点検では、国道・県道及び市道の通学路や歩道沿いにある不適合物件として把握しているブロック塀は96件でございます。国の補助制度を活用し、瑞穂市地域防災計画に避難経路の位置づけを行うことによる補助を検討しておりましたが、通学路沿いにおいてブロック塀の耐震化の推進を図るものとして位置づけを明確にし、地図等に明示することにより社会資本整備総合交付金の活用が可能になり、瑞穂市耐震改修促進計画において通学路の位置づけを行って、子供たちの安心・安全な通学路の確保を目的として、危険なブロック塀の撤去を行う方に対し、撤去費用の3分の2、上限で30万円として補助する制度を今回新たに設け、この9月議会の一般会計補正予算の中では10件分、予算にして計300万円を予算措置させていただいております。また、この不適合物件として把握している96件につきまして、この補助金を活用して撤去をしていただくよう周知・啓発を行う予定であります。

なお、今回新たに創設します緊急性のある通学路沿いのブロック塀撤去費用の補助により、その撤去が効果的に進んでいくようであれば、将来的には集落内狭隘道路も含めた市内全域にその対象を広げていきたいと考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長にお伺いします。

ただいま小・中学校の通学路というのは一つの路線追加指定したんですけれども、鹿野都市整備部長によりますと、その通学路沿いのところについてのブロック塀は96カ所あるということなんですけれども、指定以外のところがあると思うんですね。例えば、学校から集落までを結ぶ主な通学路沿いの安全対策、集落の狭隘な道路を含めて安全対策が必要と考えているわけなんですけれども、その今回補助の対象とする区域以外の、通学路以外の通学路まで来る箇所、その部落の狭隘の道路、新年度に向けて、その辺の補助、そこら辺を拡大していく計画があるのか、

お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、今回創設しました通学路での危険なブロックの撤去は、国・県の補助があるところでございます。これらが効果的に進むようでしたら、そういった集落内の狭隘道路も含めて、これは市単独事業にはなりますが、そのような対象を広げていきたいというふうに今考えておるところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若園五朗議員の、先ほども答弁させていただきましたが、6月議会の際にも、この危険なブロック塀についての撤去の補助の創設ということで、今回この9月議会です予算計上して、通学路において進めております。

そして、今、都市整備部長のほうから答弁したように、将来的にも、この集落内の狭隘道路も含めた市内全域の危険なブロック塀を対象に広げていきたいという考えを持っておりまして、積極的に進めてまいりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 瑞穂市の安全・安心についてお尋ねします。

初めに、県の事業に対する市の協力体制についてお尋ねします。

6月議会でも一般質問させていただきましたが、主要地方道岐阜・巣南・大野線は、昨年度に引き続き、今年度も未買収地を1筆取得することができました。事業進捗にはずみをつけたところでございますけれども、これは県を初め、市の職員も一緒になって取り組んだ成果のあらわれだと考えております。巣南・大野線の残る3筆の未買収地や、平成31年1月18日・19日に県から説明のありました犀川上流部、犀川十九条橋上流部の河川改修事業の用地取得、河川改修整備計画について、市としてどのように努力していくつもりなのか、都市整備部長にお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま御質問にありました主要地方道岐阜・巣南・大野線整備事業に伴う用地取得の状況でございますが、年度当初、未買収地は4筆ございました。現在までに森地内の1筆につきまして、県職員及び本市の職員が共同し、地権者の方に事業の目的と重要性を説明にお伺いし、御理解をいただき、この8月に契約が完了し、現在は登記手続中となっております。

残りの3筆につきましては、重里地内で複数の権利共有者や相続が発生しており、権利者の調査に時間を要しております。引き続き、県と共同して用地交渉を実施してまいりたいと思っております。また事業促進のため、要望活動も含め、市長を初めとして県議会議員、市議会議員の皆

様の御協力をいただいて実施してまいりたいと考えております。

今年度の工事につきましては、昨年度用地取得した延長で約57メートルにつきましては、8月に工事請負契約を締結しており、現場着手の準備を進め、10月ごろに施行開始予定と伺っております。また、1級河川の犀川河川改修事業につきましては、来年度の用地取得に向け、土地測量を行うための境界資料の調査、整理及び現地立ち会いに関して、岐阜県と綿密な打ち合わせにより順次進めておるところでございます。先日の8月16日の犀川上流の出水状況を見ても、河川からの溢水が懸念されるところでございますので、道路整備同様、早期完成に向け、皆様方の御協力もよろしくお願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長にお尋ねします。

東海環状西ルート整備事業、大野神戸インター、そしてそれにつなぐ主要地方道岐阜・巣南・大野線のアクセスルートは今整備されているということでございますけれども、私は皆さんのおかげでこれで15年、来年の4月には16年目になるんですけれども、非常にいろんな事業をやっているんですけれども、瑞穂市の全体的なインフラ整備の中でも、やっぱりこの瑞穂市の南西部についての東海環状アクセスルートですけれども、他の市町は、アクセス道路が目に見えるように事業が行われています。市長に6月からなられて、当選された中で、この思い切り、どういうふうに、要するに今後市と県と連携しながら、もっと汗をかいて、市長、県議会議員、議長と連携になって、そして産建の委員長を含めて、県あるいは国のほうへ要望をお願いしたいところでございます。

先ほど都市整備部長からありました犀川上流部の犀川十九条橋の橋梁の上流部分につきましては、8月16日ですけれども、私、あれ5時50分ごろでしたか、写真を撮ってきまして、鹿野部長に渡して、製本してもらって、森県議会議員を通じまして岐阜土木所長さんのほうへ届けてもらったわけでございますけれども、さらなる市長、執行部初め、県議会議員含めて、議会も含めて連携しながらやれば、もっともこの東海環状の西ルートのアクセス道路の整備、そして今言っているこの犀川上流部の事業、もっと進捗すると思いますが、市長の熱意を御答弁お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 御質問の県道岐阜・巣南・大野線の未買収部分についても、先ほど来、都市整備部長のほうからお答えをしておりますが、4筆あって1つが決まったということで、契約できたということで、今年度施行に入ってまいります。残り3筆が取得できるようにも、十分協議をして進めてまいります。

そして本年度、大野神戸インターが今年度中には開通するというところで、現状のまま、今、

若園五朗議員もおっしゃられましたが、何年とまっているのかというようなことを考えますと、早く犀川に橋をかけて、そして間違いなく東海環状自動車道の県内部分が全線開通するまでには、このアクセス道路を進めていかなければならないと思って、これからも力強く皆様方とともに要望活動してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 質問の4のまとめですけれども、巨人の優勝と同じように、やっぱり個人プレーとチームプレーがございますが、そこら辺をうまく関係プレーしながら、この事業が促進するように、先ほど市長の答弁がありましたように、もっとお互いみんな汗をかいて、知恵を出して、この事業を推進するようにお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

穂積駅周辺の整備についてお尋ねいたします。

J R穂積駅周辺のハード整備については、本格的事業化を見据え、穂積駅圏域拠点整備課が昨年10月に新設されたところがございますが、昨年11月から約半年かけて各分野の専門的な見地から、具体的に事業実施が可能な駅周辺の整備のあるべき姿について検討が進められるなど、この1年間で政策企画監主導のもと、ハード整備に向けた準備が大きく進展したと私は思っていますし、執行部の方も思ってみえると思います。

J R穂積駅周辺整備研究会から提言を受け、7月に、市長へそれらのまとめられた提言が提出されたところがございますが、先日市長は、全体計画の必要性はあると考えていると言われましたが、J R穂積駅周辺が抱える諸課題の解消等、居住環境や利便性の向上を図るためには、駅前ロータリーに限らず、アクセス道路の沿道の町並み、土地利用など、一体的に整備することが、研究会の提言を網羅した全体計画をつくるべきだと考えています。J R穂積駅周辺の全体計画をどのように描くつもりなのか、市長にお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市のJ R穂積駅圏域拠点化構想や、まちづくり計画を踏まえまして、今回、有識者によるJ R穂積駅周辺整備に関する20項目にわたる提言がまとめられ、市長のほうへ、この提言の報告書が参ったところがございます。

この報告書では、駅周辺のまちづくり整備手法や整備内容、駅前広場や都市計画道路の整備内容、公共交通、土地利用などに関する事項の提言が示されております。駅周辺地域におきましては、都市基盤が整備されていないことによる商業店舗やにぎわいの減少、防災力の低下等が見込まれることから、生活に密着した環境を改善していくことが急務となっております。これらの穂積駅周辺が抱える諸課題の解消や居住環境及び利便性の向上を図るため、よりよい地域環境の創出に向けた整備計画等の策定を推進していきたいと考えております。

今年度、来年度はハード整備というような形で、整備計画案作成のため地元や関係機関の協議、現地測量等に入っていく、以降、都市計画道路・駅前広場といった都市計画施設の都市計画決定手続の作業を進めてまいりたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長にお伺いしますが、駅前周辺開発については、都市計画区域マスタープラン、岐阜都市計画のほうに出してありますが、あえて瑞穂市が駅前周辺開発をするために、ちょっと今足踏みをさせていただいているところがございます、令和2年、令和3年には駅前周辺の事業化になるスケジュールが、この間計画を示されたところがございますけれども、市長のJR穂積駅周辺の南側・北側、あるいはこの周辺の都市計画道路の整備、都市計画決定の件、そして今言っているエリアも含めて、総合的に市長の考え方を答弁お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 御質問にお答えをいたします。

J R穂積駅周辺整備研究会から7月16日に提言を受けて、全体整備計画をどのように描くのかというような今御質問だと思いますが、私の政策の中には、インフラ整備が進まないと瑞穂市の発展は見込めないということを常々お話をしております。その中でやっていかなければならない3つの事業の中に、このJ R穂積駅前の整備がございます。

先日、先ほど申しました7月16日に、このJ R穂積駅周辺整備研究会からの御提言を受けて、全体計画の必要性を改めて認識をしたところがございます。次の時代を担う子供たちが、夢を描き、希望が持てるようなまちづくりを短期、中期、長期、そして事業計画のいろんな順番はあるものの、駅前のロータリーを初め、都市計画道路、そしてその周辺の面的な整備についても、市としてしっかり取り組んでいかなければならない大切な事業だと捉えています。

J R穂積駅周辺が抱える問題の解消や居住環境、利便性の向上を今後ますます図るためにも、駅周辺の整備のあるべき姿が今回盛り込まれました、この提言内容を基本として、全体整備計画をこれから進めていく必要があると考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 私、前の執行部のほうの説明で、全体計画は320億ぐらいというような計画があったような覚えですけれども、これは財源がそうもかかるということの心配なく、これはできる仕事でございまして、先ほど来、市長が午前中も答弁がありましたが、国の財源、県の財源、あるいはその前には都市計画決定の手続等ございますが、今回、都市計画委員のメンバーも本当に警察の方あるいは県の方、あるいは河川の方とすばらしいメンバーでございますので、その委員会でしっかり計画決定を打たれば、これは正式に区画整理じゃなくて、都

市計画法の法律のほうで整備されるわけでございまして、今後、この地域の利便性を図るためには、そのエリア内の要するに公共用地を取得するという意味で、ある程度空き地とか、あるいは、今言っている空き家の方で、どうしても譲ってもいい方を含めましては、これからどんどん土地を買っていただきまして、その道路あるいは公園、あるいは駅周辺の、今度都市計画決定16メートルを打つわけでございますけれども、現在の駅前の道路は県道ですけれども、南側。それは今言っている8メートルぐらいの道でございますが、これが16メートルになる計画でございますので、これからどんどん下水道もございますが、この事業を推進するために、しっかり土地を買うことと、国・県・市と連携しながら、関係市町としっかり打ち合わせし、河川協議、あるいは治水、県協議、国のほうから財源を持ってくる施策をどんどん汗をかいていただきたいと思います。

続きまして、子育て世代包括支援センターの整備についてお尋ねします。

母子保健法が改正されまして、平成29年度に施行されているところでございますが、他の市町は結構進んでいるんですけれども、瑞穂市は、まだこの支援センターの整備について、若干足踏みしているような個人的には認識をしておりますけれども、この内容については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための国の施策が促進されています。

子育て世代包括支援センターの整備について、瑞穂市においてはどこの所属が担当を担い、支援体制を構築するのか、また具体的にどのような支援を展開していくのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 若園議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平成29年4月に母子保健法が改正されまして、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターを市町村に設置することが努力義務とされました。当市におきましては、この令和元年9月1日に、瑞穂市子育て世代包括支援センターを健康推進課内に開設いたしました。この健康推進課では、年間550件ほどの出生に関して、母子健康手帳の交付及び出生届け出時に保健師による個別面談を実施しておりまして、今回のセンターは、この個別面談を起点とした継続的な支援を展開するかなめというところになってまいります。

さらに、赤ちゃん訪問事業といたしまして、出生児の全戸訪問も行ってまいっております。そして、今回の子育て世代包括支援センターの開設によりまして、従来実施してまいりました母子健康手帳の交付やら、出生届け出時での個別面談に加えまして、おのおのの事情や子育て期に応じて利用できる事業やサービスを記入していく子育てプランの作成に加えまして、妊産婦・新生児の状況やニーズに応じた具体的な情報提供や助言を行うこととなりました。

そこで、このセンターを設置したことによりまして、これらの妊娠から就園を迎えるまでの期間の子育て期に応じた情報の提供は、保護者の方の不安の軽減につながるものと考えており

ます。また、子育てプランの作成によりまして、子供にかかわる関係部署や関係機関へ提供できる情報量の整理、また増加ができてまして、継続的な支援をも強化されるというふうに考えております。

具体的には、現在月1回以上のペースで開催しております要保護児童地域対策協議会の実務者会議というのがございまして、その場で特定妊婦等のケース検討などを行いまして、子ども相談センターや教育委員会、あるいは福祉生活課の家庭児童相談室などと調整を図りながら、このセンターの可能性を高めてまいりたいと考えております。特に、当市の子育て世代包括支援センターは、健康推進課の中というところで、隣に福祉生活課の児童福祉部門、児童虐待の防止であるとか、DVの部門でございまして、そこと隣同士でもありますので、要支援の御家庭、子供さんについては、引き続き密接にいい連携をとりながら支援を進めてまいります。

このようにして、今後は随時保健師、助産師が子育ての相談に応じるワンストップの窓口となりまして、子育て期のさまざまな疑問、質問、不安や相談に対応する総合的な部署として、その機能を広く市民に周知していきたいと考えております。

そして、昨今マスコミで報道されているような不幸な子供さんたちの事例を絶対に出さないように、安心して子供を産み、育てることができるまち瑞穂の体制の基本機能を果たしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 平成29年4月にこの法律が改正されてございますが、子育て世代包括支援センターにつきましては、センターとあって、10万から15万の市町であるとセンターですが、たまたまこの質問をするときに、健康推進課の加納課長にちょっと確認したら、550件の母子関係で、12名の方でしっかり職員は対応しておるで、若園さん、心配ないよと言われちゃったところでございますので、国の施策でございますけれども、子育て世代包括支援センターに向けて、この制度の中で妊娠前あるいは妊娠に関する啓発活動、あるいは不妊の相談等含めて、この国の施策にのっとり、市も十分子育てのお母さん方の御意見を聞いて、ますますこの事業が推進するようにお願いしたいところでございます。

市長、何か答弁いいですか。

今後、また国においては、2020年末までに全国的に展開を目指しておるところでございますけれども、瑞穂市に、この子育て世代包括支援センターの事業の整備に従事するよう、今後ともお願いするところでございます。

続きまして、次の質問に移らせていただきますが、瑞穂市の認知症予防の取り組みについてお尋ねいたします。

8月7日、もとす広域連合総務介護常任委員会が開催されました。そのときに、本巢市にお

いて認知症予防教室を視察してまいりました。瑞穂市においても、2020年には団塊世代、あるいは後期高齢者が増加となりますが、認知症予防教室の開催あるいは認知症予防活動も、校区ごとに必要となってくると思っておりますのでございますが、新年度に向けて予算措置をする計画はあるのか、お尋ねします。現在行われていますが、さらに充実化を図るため、認知症予防の取り組みについてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、若園議員の御質問にお答えをさせていただきます。

認知症予防につきましては、議員御指摘のとおりでございます。国においても認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が示されまして、一段と力を入れていかねばならないと考えております。

そこで、認知症予防の取り組みの指標、計画といたしましては、もとす広域連合の介護保険事業計画のほか、私どもの瑞穂市高齢者生き生きプラン（老人福祉計画）に「誰もが楽しく生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念として定めまして、健康に活躍でき、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症本人とその家族を支える安心で優しいまちづくりを基本目標に掲げております。

現在、地域での支え合い推進を目指し、社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターと連携しながら進めておるところでございます。特に医療・介護の専門職が、必要な医療や介護の導入、調整などの支援を包括的、集中的に行う集団といたしまして、認知症初期集中支援チームを組織しております。早期対応のため体制整備を図っております。

具体的な認知症予防活動の充実等の取り組みという点におきましては、現在、市の介護予防・日常生活支援総合事業の中で、65歳以上の一般高齢者を対象といたしました脳いきいき教室、あるいは、要支援の方や基本チェックリストで認知機能の低下が認められる方には、あたま健康道場、あるいは忘れん脳教室など、各事業者へ、委託でございますが、それぞれを実施しております。また、認知症総合支援事業の枠の中では、認知症と診断を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、軽度認知障害（MCI）スクリーニングテスト「あたまの健康チェック」を実施いたしまして、チェック後の事後教室も行っておるところでございます。

さらに、認知症の理解と啓発を広めるために、認知症サポーター養成講座を開催しておりますが、今年度は、サポーターの養成について市内の小・中学校での開催を強化しております。また、認知症カフェも定期的を開催いたしまして、気軽に集っていただける場所として、おしゃべりをしたり、簡単な運動なども行っていただいております。

しかしながら、これには課題もございまして、今後の検討課題といたしましては、認知症カフェの開設しかり、予防教室や予防活動、少なくとも校区ごと、できれば各自治会ごとに実施することが必要であるというふうに考えております。そのためには、市が主導で行っている認

知症支援事業などと合わせまして、地域の任意団体が行っている体操教室等々へも助成について今後は拡充をいたしまして、団体の設立及び運営に力を入れていきたいというふうに考えております。

小学校を基盤とした福祉課題に関する話し合いを行う場であります地域支え合い推進会議、いわゆる第2層協議体の協議の場でも、世代や老若男女にかかわらない体操教室なども行える居場所づくりが必要であるという思いやニーズも出てきておるところでございます。先進地を視察するなど、地域に合った居場所の創出も行っております。

新年度の予算についてでございますが、これはまだ予定というか、計画でございますが、今述べました地域の任意団体が行っている体操教室などの設立、運営のための助成の拡大、それから現在行っている健康教室における成果評価のための追加の費用を盛り込もうというふうに考えております。特に、現在行っております教室や講座の成果評価は大変重要なことと考えておまして、これについては参加者の皆さんからの意見聴取なども行って、しっかりと検証いたしまして、また先進地の取り組みなども勉強しながら取捨選択をしております。さらに今年度は、次期老人福祉計画のアンケートを行う予定としておりますので、関連する設問を組み込んでまいりたいと考えております。

認知症の予防につきましては、本当に待ったなしでございまして、今後もますますその重要性が増すものと考えております。したがって、今後とも、基本理念である「誰もが楽しく生き生きと暮らせるまちづくり」を念頭に、認知症本人のみならず、その家族を支える安心で優しいまちづくりを目指して、また地域で支え合えるシステムづくりを推進して、瑞穂市らしい健康都市瑞穂をつくっていききたいと考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 認知症予防教室においては、国の施策であり、もとす広域のほうでも、各市町がそういう脳いきいき教室、あるいはあたま健康道場、あるいは忘れん脳教室とか、各種認知症に向けた、やれば予算をつけてくれるような枠配分になっていると思いますが、先ほど言われました各地域でカフェ等も行われていますが、その内容について再度検証いただきまして、その成果を踏まえて、部長・課長さんたちの先進地視察の中で、将来、もうすぐ5万5,000人になるんですけれども、瑞穂市が。その中で、瑞穂市に合った認知症予防教室や認知症予防活動を今後とも推進することをお願い申し上げます。

最後になりますが、下水道整備事業についてお尋ねしたいんですが、市長は6月議会の一般質問において、下水道事業について全体計画の工事費を再点検し、国の補助金や瑞穂市の一般会計から繰り出しが幾らになるか確認した上で、9月末には結論を出すかと答弁いただいておりますが、そこで瑞穂市公共下水道全体計画等、下水道法の事業計画及び都市計

画事業認可申請等の修正業務が7月末には完成されたというような報告がございましたが、市長は全体計画を再点検し、公共下水道事業を進めるにはどのように判断されていくのかをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、ただいまの若園議員の御質問についてお答えいたします。

今回の公共下水道全体計画の修正内容や財政計画の見直しについては、堀議員の御質問に対して御答弁いたしましたとおり、岐阜県汚水処理施設整備構想と瑞穂市公共下水道全体計画との整合を図るため、見直しを行いました。また、事業費についても変動がありますので、あわせて財政計画についても見直しをいたしました。

建設費につきましては、建設価格の変動等もあり、約47億円の増加となりました。また、一般会計からの繰入金につきましては、ピーク時でおよそ9,000万円の増加となりましたが、財政面の検証の結果、現在22億円積み立ててある下水道事業対策基金を活用することで、一般会計の負担を軽減できることや、起債償還に充当した一般会計繰出金の一部につきましては普通交付税で措置されるので、一般会計の実質的な負担は軽減できると見込まれること、また事業実施に当たりまして、国が進めるPPP/PFIなどの官民連携事業も視野に入れ、瑞穂市に合ったPPP/PFIなどを検討しまして、財政の負担を軽減することなどを考えておりますので、瑞穂市にとって必要な事業であります公共下水道を進めていくものであります。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 下水道整備のこういった全体計画、369億円ということで30年かけてやるということは、産業建設委員会の資料等で確認したわけでございますけれども、最初に、令和2年あるいは令和3年、年別ですけれども、どのような整備計画、どのような事業をやっていくか、再度下水道整備事業について質問しますので、答弁が重なるかもわかりませんが、再度お願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの御質問、詳細にどのように進めていくかというところだと思いますけれども、最短で考えられる年次計画としましては、先ほども申し上げましたが、令和8年に供用開始したいというふうに捉えまして、令和2年度には、第1期事業計画区域と定めております、JRより南の牛牧地区及び本田団地の管路設計のための地質調査や測量、また、令和3年度には用地取得や管路の詳細設計、また令和4年度には、処理場建設や管路工事ができればというふうに考えて進めていきたいと考えております。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長にお伺いしたいんですけれども、いろいろと午前中の答弁にもございましたが、再度確認するわけでございますけれども、国庫補助は全体計画の中で369億の中で132億、地方交付税が92億ということで、そのほか下水道の使用料、あるいは一般会計の負担で125億ということの全体計画が出てきたわけでございますけれども、これから先導的なやっぱり官民連携のPPPとか、あるいはPFIといった話がございましたが、答弁重なりますが、再度市長の思いをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） この公共下水道事業の御質問には、午前中から堀議員、そして庄田議員にお答えしているところでございます。そして、今、環境水道部長のほうからも答弁しているところでございますが、今回財政的にも、瑞穂市の今の状態が続けばやっていける、進めていけるということ判断したということでございます。さらには、これからは終末処理場予定地の住民の皆さんに、この地域の方々に丁寧な御説明をしていかなければならないと考えております。堀議員の御質問の中にもあったように、そのためには、お一人お一人のお宅を訪問して、そして説明して、疑問に思われることにお答えしたり、どんな御意見であるのかということをお聞きして、賛同していただけるように進めてまいりますので、議員の皆様方にもよろしくこの公共下水道事業を進めてまいりますので、お願いを申し上げます。

[15番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今回は、通学路の交差点の安全確保、2として通学路沿いの用水路転落危険箇所、そして瑞穂市の安全・安心について質問させていただきましたが、これに対する執行部からの答弁は前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番の若園五朗君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時5分から再開をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 小川理君の発言を許します。

小川君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

通告をいたしましたのは、3項目でございます。

1つは幼児教育無償化について、2つ目は国保税について、3番目は生活保護行政について、以上の3項目でございます。

以下は質問席にて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1項目めでございます。幼児教育の無償化についてお尋ねをいたします。

この10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。保育料の無償化の対象から給食費が外されております。副食費は月額4,500円が実費徴収されます。この実費徴収で、低所得者を中心に無償化前の保育料よりも負担増になる可能性はないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

給食費につきましては、主食部分と副食部分がございます。保育料無償化前から、主食分については保育所にて集金、副食分については保育料と合わせて市に納めてもらっておりますので、負担増になるところはございません。また利用者においては、給食費が実費負担となっても、対象者のうち年収360万円未満相当の世帯の子供さんと全ての第3子以降の子供さんの副食費が免除となります。市内の保育所に通う園児の保護者にとって、保育料無償化前より負担がふえることはない設定とさせていただいております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ただいま答弁をさせていただいたところですが、多子世帯への保育料減免・免除をしてきた岐阜市などは、副食費が実費徴収をされますと負担がふえる、いわゆるこれは逆転現象と言われるんですけれども、それが起きるので、その防止策を講じるというふうにしております。

改めて確認をいたしますが、負担増にならないという今の答弁でよろしいかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 今、御答弁させていただいたとおり、負担増にならないことでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 次にお伺いいたします。給食費の滞納についてお尋ねしたいと思います。

小・中学校では、保護者の同意のもとで、給食費の滞納について児童手当からの徴収がされておりますけれども、保育所の保育の無償化に伴って、今後は給食費の滞納についてはどのように対応されていくのか。小・中学校と同様の対応をされる考えなのか、お尋ねしたいと思います。

ます。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） それでは、現在保育所の保育料の未納分は、保護者から同意をいただきまして、児童手当から徴収させていただいているところです。今後は、無償化した保育料にかわり、給食費について未納の場合には、小・中学校と同様に保護者から同意をいただき、児童手当からの徴収をさせていただきたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今、小・中学校と同様の対応ということでございましたけれども、これは、例えばあらかじめ保護者の方全員に同意書を配付して、滞納した場合には児童手当からの徴収があるぞと、こういうような対応をされるのか、こういう考えはあるのかなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 未納分の児童手当からの徴収をさせていただく場合には、そのようにあらかじめその方に御連絡をさせていただくような形で、その上で進めさせていただくことになると思いますので、そのように考えております。以上、お願いします。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今の答弁でございますが、機械的な対応はしないと。一人一人の個別の事情を踏まえて対応していきたいというような答弁だったと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） そういう事情のある方については、そのような通知なり、内容を御連絡した上で、同意をいただかないと児童手当からの天引きというのはできないというふうに考えておりますので、そういうふうに進めたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 次に、市長にお尋ねをいたします。

当市の保育料は、国の基準よりも低く設定されております。今回、国による保育料の無償化で、市独自の保育料引き下げ予算が浮くのではないかと思うわけですが、お答えをさせていただきたいと思っております。

また、その浮いた予算を副食費の助成の財源に充てることは、私は可能ではないかと思いますが、どのようにお考えか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 幼児教育・保育の無償化では、国の考え方として保育所の給食費は引き続き保護者負担となっております。したがって、副食材料費の助成財源に充てるというところまでは考えてございませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。

また、今回の保育料の無償化で、市内の施設に通う全ての方において、従来の負担額が増加することがない設定ということで先ほども御答弁させていただいたところでございますので、御理解のほうをよろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 小川議員の幼児教育の無償化の御質問にお答えをいたします。

今回、幼児教育の保育料無償化にかかわる議案としては、議案第59号でも審議をしていただいて、採択をしていただいております。先ほど来、教育次長からも答弁をしておりますが、無償化になる部分というのは保育に係る部分ということで、小・中学校においても教育に係る部分では無償化であり、学校給食費を負担していただいているというような同じ状況になると考えています。

保育料の無償化により、市独自の保育料を下げると、小川議員の御質問の中の予算が減少され財源が確保できると言われるその部分については、少し私は理解できない部分がございますが、私の政策の中に、学校給食費に一部公費の負担を行い、保護者の学校給食費の負担を軽減というようなことを考えています。子育てしやすい環境をつくりたいといった政策の一つでございます。今回の保育料の無償化により、3歳から5歳の保護者の皆さんは、どちらかという無償化になるという大きな恩恵がございます。今回の保育料の無償化に合わせて、主食費や副食費について、一部市のほうの公費で負担するというような考えは考えてはおりません。しかしながら、市民の皆さん方からは、給食費を安くしてもらえるのなら、小さいお子さんからスタートするのではないかというような御意見も伺っております。そのようなお考えも踏まえて今後とも検討はしてまいります。小・中学生の子供さん、保護者の方には、今回消費税の引き上げにより何も恩恵がないということですので、その小・中学生のほうから考えております。

話は少し変わるかもしれませんが、このように、保育料の無償化で保護者の方々がそれぞれ浮いたお金を何に使うかということも考えていただくということも一つにあると思います。保護者の皆さんが、この浮いたお金で子供さんたちに使っていただく、そしてそのようなお金で次の子供さんたちに習い事とか、学習とか、いろんな将来のお子さんに使っていただくということも考えていただければというふうに考えておりますので、答弁になりませんが、よろしくお願いたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） この問題について、私、一言申し上げておきたいなあと思いますけれども、先ほど、私、当市の保育料は国の基準よりも低く設定されているというふうに申し上げました。国が、幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等の説明会というのがございまして、ここでは、それまで地方が独自に負担していた部分に、今度は国・都道府県の負担が入ること、その部分に係る市町村の負担が軽くなるというふうに述べております。これは調べていただきたい、ぜひ確認していただきたいというふうに思います。さらに、国はこのように述べております。そうした財源を地域における子育て支援のさらなる充実等に活用することが重要であるという方針を示しておるわけです。したがって、当市においても、浮いた財源を活用して、無償化の対象から外れた副食費の助成を行うことは、私は可能であるということをおっしゃっていただきたいというふうに思います。

また、父母の方から、お父さん、お母さん方からこんな声も寄せられております。副食費が実費徴収されるけれども、そうであるならば、学校の給食費と同じように主食費の1,000円をなぜ補助できないのかと、学校と同じようにしてくれと、こういうことで、今回の保育の無償化について理解できないという声も寄せられております。

私は、先ほども申し上げましたように、瑞穂市が国の基準よりも低く保育料をしておること、今回はその部分にも国の補助、国の負担が入るわけですので、いわゆる浮いた財源がございまして、したがって、当市でもそうした副食費への助成をぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、市長、もし答弁がございましたらお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 先ほども御答弁させていただいたところでございますが、国の考え方として、保育所の給食費は保護者負担というところがございまして、ですので、そこらのところを十分配慮しまして、副食材料費の助成財源というところは、今のところ考えてございませんので、御理解のほうよろしくお願いたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 繰り返し同じことを申し上げますけれども、浮いた財源をぜひ検討すべきだということを申し上げておきたいと思っております。

次に、教育長にお尋ねします。

無償化による保育料の利用時間の延長などが行われますけれども、保育の需要がふえることが予想されます。保育士の不足の原因となっておりますのは、保育士の配置基準の引き上げが先送りになっていることだと私は思います。この点についてどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） では、無償化により、今後の保育需要というのはふえることが考えられます。そこで、さらに今の保育士の配置基準の引き上げをとということでございますけれども、例えば子供さん6人に保育士を1人といったところから、子供4人に保育士を1人ということになると考えます。そうなりますと、保育の質や園児の安全の確保ということは、そういう面につきましては向上すると考えられます。ではありますけれども、保育士数の不足は解消されず、反対に待機児童がふえることが予測されます。市の保育士の配置基準を見ますと、国の配置基準はクリアしておりますので、現状の市の配置基準を守って進めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ちょっと残念な答弁だなあというふうに思います。

保育士の資格を持っておられる方はたくさんおられるんですよね。けれども、何で保育士のなり手がなくなるといったら、やっぱり仕事がきつからなんですよ。ですから、保育士の仕事がきつということになっている原因は、この保育士の配置基準では足りないからなんですよ。だから、足りないから仕事がきついし、保育士も集まってこないということをするんですけども、そういったお答えはされませんでしたので、大変残念だなというふうに思います。

この配置基準については、ぜひ私は国のほうにも働きかけていただきたいというふうに思います。また、ある市町では、この配置基準を独自の条例でもって引き上げを行うところもありますので、そういったことをぜひ検討していただかないと、これは保育士不足の解消にはなかなかつながらんのではないかなということを指摘しておきたいなというふうに思います。

2つ目でございますが、国民健康保険、国保税についてお聞きをいたします。

国保加入世帯の保険税の滞納世帯の割合ですけれども、これは15.8%になっております。6世帯に1世帯で保険税が払えないと、こういう現状になっているわけでございますが、これは保険税が高いから払えない、こういうことからだというふうに思います。

そこでお尋ねをしたいと思います。

滞納世帯は、所得の低い層に多いと思われまますけれども、国保税の滞納が多いのはどの所得階層なのか、お尋ねをしたいと思います。また、その職業と世帯人数の特徴がどのようになっているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今おっしゃったとおり、滞納世帯は15.8%ということになっております。その内訳でござい

ますが、所得階層別にということでございます。所得が100万円未満で519世帯、ここには申告のない方も含んでおります。ということで、519世帯となっております。それから、所得が100万円以上200万円未満の階層が213世帯、それから、200万円以上300万円未満として106世帯、300万円以上では154世帯というふうになっています。

職業とか、世帯人員につきまして、そういった調査はちょっと行っておりませんので、わかりかねますが、外国からの就労者が最近ふえておりまして、そういったところの単独世帯が多いのではないかなあというような印象を受けております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 滞納されている方は所得の低い層が多いと、100万円以下が一番多いわけですね、所得階層でいいますとね。そういうところでの保険税を払えない方々の職業というのが、一体どうなっているかということは大事なことじゃないかなあと私は思います。収納対策に一生懸命力を入れてみえるわけでしょう。そうしたらやらないかんわけですので、どういう職業の人なのか、あるいは世帯の人数はどういうふうになっているかということをつかまないと、やっぱり実情に合った収納対策というのができていかないと思います。

これは何回もお聞きしておるんですけども、なかなか答弁をしていただけないですよ。手作業でやらないかんもんですから。ぜひそこは、私はよくつかんでいただくことがまず必要ではないかなというふうに思います。

次にお尋ねしたいと思いますけれども、国保に加入されている子供の人数は何人なのか、お尋ねをします。また、第3子以降の子供の人数は何人なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 9月13日現在の調査になります。

国保世帯の18歳未満の子の総数は1,061人、このうち第3子以降の子の人数は305人、28.8%というふうになっています。なお、世帯数につきましては、18歳未満の子のある世帯は633世帯、第3子以降のある世帯は96世帯となっております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私、国保税が高いから払えないんだということを申し上げました。なぜ高いのかといいますと、他の医療保険にはない制度になっておるんですね。端的にいいますと、均等割、平等割の課税がされている。これは、協会けんぽなどはありません。これがあるために、国民健康保険税は高くなっているというふうに思います。

例えば均等割は、この瑞穂市では1人2万7,000円でございますけれども、これは6月議会で申し上げましたけれども、赤ちゃんが生まれたら、被保険者1人当たり2万7,000円ですの

で、普通ならおめでとうございますですけども、役所のほうは税金いただきますと、1人当たり2万7,000円ですよと、こういうことなんですね。2人子供が生まれたら、これは計算すればわかりますけど、5万4,000円ですよ。ですから、所得の低い人たちに一番重い制度になっているということは、私は間違いなく言えることじゃないかなというふうに思います。

そこでお尋ねしたいと思いますけれども、繰越金というのがございますね。また、国保の基金があります。昨年度の決算が出てまいりました。この決算によりまして、8億3,000万円の基金が積み立てられました。昨年度1年間を通じて、約3億円という基金が上積みされておりますけれども、ちょっとこれは多いのではないかなあと私は思うんですね。3億円というのを昨年度に積み立てるのは多過ぎるというふうに私は思います。

ですから、こうした繰越金や基金を使って、均等割やら平等割の軽減は、私はこの当市、瑞穂市でも可能ではないかと思いますが、いかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 所得の低い世帯に対する国保税の減額は、地方税法に定められておりまして、世帯の負担能力に応じて、応益分であります均等割、平等割が一定割合軽減されております。軽減につきましては、近年毎年見直しがなされておりました、平成31年度税制改正の大綱においても、軽減判定所得の引き上げがなされまして、5割軽減の対象となる被保険者の数に乘すべき金額が5,000円上がって28万円、2割軽減の対象となります被保険者の数に乘すべき金額が1,000円上がって51万円となっております。

なお、この減額に伴う保険税の減収分につきましては、保険基盤安定制度で、公費で補填されております。今回の国保制度改革によりまして、県が算定する市町村標準保険料率は、所得割、均等割、平等割の3方式とされておりました、令和6年度からと言われております保険料水準の県内統一も、3方式による市町村標準保険料率とされています。

御承知のとおり、当市の保険税算定方式は、資産割を加えました4方式となっております、県内統一までに3方式に移行する計画であります。基金につきましては、おっしゃるとおり、少し多いようなところもございますが、この移行の際に、所得割への急激な負担増を避けるため活用していく計画をしております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今答弁されましたことは、あれは法定減免なんですよ。7割、5割、3割、これはやっていると、これは当たり前のことだと私は思うんですね。

私がお伺いしているのは、例えばお隣の北方町でも、これまでの均等割あるいは平等割を金額を見直して、そして均等割、平等割を軽減しておりますよ。ですから、これは可能なんです。今、答弁はございませんでしたけれども。

だから、もし可能であるとするならば、昨年度3億円も積み立てたわけですので、こういったところにお金を使えないかと私は思うんですね。それは可能ではないかと私は思いますが、もう一度答弁していただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 基金の用途につきましては、これまでも申し上げておりますように、資産割をなくすに当たって急激な負担増を避けるためというようなことでやっております。あと、県の標準保険税率というものもございますので、均等割、平等割の取り扱いについては、慎重に進めていきたいというふうに思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） なかなか私は納得できる答弁ではございません。例えば、先ほど第3子以降の子供の人数が305人と言いましたけれども、こういった子供世帯に対して引き下げますと、均等割を見直しますと、こういった答弁をされて、私はいいでないかなというふうに思っています。

基金のことについて今おっしゃいましたので、お尋ねしますけれども、それぞれの市町には基金がございませぬけれども、岐阜県では、この基金の活用についてはどのような方針が出されておりますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 基金の活用につきましては、県からの方針は示されておられません。

今回、国保の制度改革で県が財政運営の主体となりまして、医療費は全額県が支払うことになりました。市は、その原資として、国保事業の事業費の納付金を支払うことになりました。この納付金は、保険税などをもって充てることとなります。万が一、収納額が低下した場合に、県は財政安定化基金ということで貸し付けを行っておりますが、貸し付け年度の翌々年度から原則3年間で償還しなければならないということになっております。また、保険税の収納率は、毎年県のほうから示されておまして、前年度の5%上昇ということで求められておまして、厳しさを増していく状況となっております。

今後、そのような場合に貸し付けを利用するのではなく、基金を活用していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今の答弁でございますが、県のほうでは基金の活用については特に定めはないということはお聞かせされました。

そうであるならば、私はこんなふうに思うわけですが、今もおっしゃいましたけれど

も、当市では、資産割をなくして3方式にするわけですね。そのことによって、資産のある人たちにとってはメリットがありますけれども、しかし、私が先ほど来申し上げていますように、特に所得の低い人、滞納せざるを得ない人、あるいは均等割、平等割の負担が重くて払えない人たちに対して、私はこの国保税を引き下げる、こういう措置をとることが必要ではないかなと思います。

つまり、もう一度言いますが、資産のない人たちにとっては、この3方式によって増税にしかならないんですね、減税にはならないわけですね。その対応をする必要がありますけれども、その際に基金の活用は十分できることだというふうに思いますが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） そういったところで、急激な増税にならないようにするために基金を活用していくというふうなところで考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 急激な、少なくとも増税にしないというふうに私はする必要があると思うんですね。3方式にして、基金は入るわけですが、それは確かに急激な増税にならないように緩和する、こういう役割があるわけです。しかし、資産のない人たちにとっては、一方で増税になってしまうわけですから、少なくとも滞納者を多くつくらないように、払う人たちにとって、ちゃんと払えるようにするのが当たり前じゃないですか。そういう意味では、私はこの基金を活用して、保険税を引き下げる方法があるのではないかとこのことを申し上げておるわけです。ぜひそれは御検討をいただきたいと思います。

次にお聞きしたいと思いますけれども、均等割の軽減については、法定減免の話は先ほど言われましたけれども、もう一つございますね。条例減免という方法があるんですね。これは、私はそういった方法でも可能ではないかなというふうに思います。

そこでお尋ねをいたしますけれども、この条例減免による軽減については、国や県は何と言っておるのかと。これは、赤字補填になるのであかんと、こういう解釈をしておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 子供の均等割の軽減ということについては、平成30年7月27日、全国知事会の平成31年度国の施策並びに予算に対する提案・要望におきまして、子供に係る均等割、保険税の軽減措置の導入を求めています。国の施策として実施されることを望むところであります。

減免は、地方税法の規定で条例の定めるところにより行われていますが、原則として、減免

した額の補填は行われておりません。限られた範囲のものについてできるというふうにされています。それは、徴収の猶予、納期限の延長等によっても、納税が困難であると認められるような場合の救済措置として、行政処分によって納税義務を消滅させるもので、担税力のいかに着目して市長の権限において行われています。子供の均等割の軽減は、減免とは性格が異なりますので、もし実施するとなれば財源の確保が必要となってきます。それは、保険者の政策によるものとなりますが、一般会計から繰り入れることになれば、法定外繰り入れとみなされますので、国保制度改革では認められていないというふうに理解をしております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 最後言われましたけれども、認められないと、こういうことですが、私はそれは違うと思います。

国や県は、いわゆる赤字補填、赤字を補填するために一般会計の繰り入れをやめなさいよと言っておるんですね。これがいいかどうかは別なんですよ。これを言っておるわけですが、それぞれの保険者、例えばそれぞれの市町村が独自の判断で、こういった例えば均等割の軽減を行うことについてどのように言っておるかと言えば、これは赤字補填ではありませんよと、これが私解釈ではないかなというふうに思いますので、そのことは申し上げておきたいと思います。したがって、これは保険者の判断でもって可能であるということは申し上げたいというふうに思います。

次に、時間もありますので、生活保護行政について質問をいたします。

保護のしおりというのがございまして、私、きょう持ってまいりましたけれども、こういう保護のしおりがございまして、これを生活保護の利用者の皆さんに配付をされてございまして、そのときに、このしおりに対する同意書の提出を求められております。なぜそれが必要なのか、お答えをしていただきたいと思います。

また、私お聞きしたいと思いますのは、それを必要とする、つまり同意書を必要とする法令等の根拠はどこにあるのかと、その点についてもお聞きをしたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたします。

必要とする根拠等々でございしますが、これにつきましては、平成12年10月25日付、厚生省社会・援護局長通知の生活保護法施行事務監査の実施についてというものがございました。これは逐次改正が行われておりますが、この中におきまして、生活保護法施行事務監査実施要綱というのが定められております。さらに、その中に生活保護法施行事務監査事項の主眼事項という項目がございまして、その一つとして、保護受給中における指導援助の推進という項目が

また細かくありまして、そこに被保護者の権利、義務について保護のしおりを配付する等の方により適時適切な指導を行うことということになっております。これは法令というか、厚生労働省からの通達、通知文でございます。

また、それにつきまして、同意書については、その指導の一つとして、被保護者の方に保護のしおりの内容が理解されたかどうかというところ、しおりの受領の確認等のために行っているものでございます。こちらにつきましては、平成18年3月30日付の生活保護行政を適正に運営するための手引についてという通知がございまして、その中の項目で、届け出義務の遵守というところがございまして、そこを根拠というか、よりどころにしておるところでございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 少し理解はできないんですけども、次に、私が今言いました保護のしおりの内容について、4点ほどお尋ねしていきたいと思います。

まず、この第1項ですけども、利用者の義務、あるいは福祉事務所の法律上の権限がまず強調されております。しかし、私は、まずこのしおりで強調しなきゃならないのは、生活保護の制度とは何なのかと。つまり、憲法25条で、健康で文化的な最低限の生活を有する国民の権利とまた義務が明記をされておりますけれども、生活保護といいますのは、この憲法25条を直接受けた生活保護なんですよね。

ですから、一番大事なものは、この憲法25条に基づいて、こういう制度なんですよということを理解していただくということが私は一番大事じゃないかなと思いますけれども、しかし、これ残念ながらその点が欠けております。その点についてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いての御質問でございますが、保護のしおりの第1項におきまして、生活保護とは生活に困っている方の最低限度の生活を保障し、自立のための援助をさせていただきます制度です。生活保護を正しく受けるために、次の事項は必ず守ってくださいというふうになっておるかと思っております。

これは、生活保護法の第1条で明記をされておまして、この法律の目的を要約したものでございます。そもそも生活保護法の第1条においては、日本国憲法第25条の理念に基づくものという記載が真っ先にあることから、憲法の意義については、こちらのよう表現で反映されているというふうに考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私、このしおりで一番やっぱり大事なのは、生活保護法の第1条に確かにそう書いてありますけれども、この第1条が設けられるその前提は、やっぱり憲法第25条なんですよね。それはわかっていただけかなあとと思いますけれども、やっぱりそこをきちっと明記せないかと私は思います。そのことを申し上げたいと思いますし、同時に、これ読みますと、先ほど生活保護を利用されている方の権利と義務と言われましたけど、第1項は、権利は何にも書いていないんですよ、これね。違いますか、義務ばかり書いてあるんですよ。

それで私驚くことには、やっぱり権利と義務というのは同等に説明しないかなあとか。そういうことをやっていなくて、こういうふうに書いてあるんですよ。これらのことを守らないと保護が受けられなくなる場合がありますと。こういうふうに言われたら、どんな思いがしますか。あなたたちは、憲法25条に基づいて健康で文化的な生活を保障しますよと、これは国の義務ですよと。しかも、生活保護を利用する方については、このような権利がありますよと、同時に義務を守ってくださいよと、こういう説明をちゃんとやらなければ、私、これを見た生活保護を利用されている方というのは、とてもじゃないけれども、福祉事務所の人たちとの信頼というのは持ち得ないということはあるのではないかと思いますので、そのことを指摘しておきたいというふうに思います。

それから2つ目ですけども、その第1項ですけども、⑦ですけども、このように書いてあります。扶養義務のある方には援助を依頼してくださいと書いてありますね。これは誤解を生む大変不適切な文言ではないかなあというふうに思いますけれども、なぜなら、生活保護法は、親族の扶養は保護に優先すると定めており、親族の扶養は保護の要件ではないと、こういうふうに言っておるわけですよ。そういう点からいいますと、この文言というのは大変不適切ではないかなあと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いての御質問でございますが、御質問にありますように、扶養義務者の扶養につきましても、他法の扶助と同じく保護に優先すると、保護の補足性について説明しております生活保護法第4条第2項に明記をしてございます。保護のしおりの中におけるこの記載の趣旨は、保護の要件ということではなくて、保護の補足性の原理から、扶養義務者からの支援が得られる場合については受けてくださいというものであります。私ども福祉事務所の認識としては、この認識で特に問題はないというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今、問題はないというふうにおっしゃいましたけど、私は全然違うと思いますね。なぜかという、端的に申し上げますと、親族に扶養を求めなければ生活保護を利用できないと、こういうふうな誤解を生むんですよ、これは。ですから、これはいかんやろう

というふうに思います。

ちょっと時間の関係もありますので、次お伺いします。

3つ目でございますけれども、同じく第1項の⑨というところです。

ここには、原則として自動車（原動機付自転車も含む）を使用しないでくださいと述べておりますよね。私、お尋ねしたいんですけれども、原動機付自転車について、どうして原則使用禁止とされておるのか、その理由をお尋ねしたいというふうに思います。

なぜお尋ねしたいのかということをおし上げておきたいというふうに思います。私、きょう持ってきましたけれども、生活保護手帳別冊問答集というのがありますね、恐らく福祉事務所にもあると思いますよ。ここをばあっと開きますと、127ページ、問い3の23ございます。オートバイ及び原動機付自転車の保有というところがございます。

ここでは、少し紹介をしますと、総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認した上で、次の全ての要件を満たすものについては保有を認めて差し支えないというふうに書いてあるでしょう。4つの要件がありますけれども、これを満たせば認めていいよと国の実施要項では言うわけですよ。

これに照らして、こういう先ほども申し上げましたけれども、ここに書かれているような原動機付自転車を使用しないでくださいというのは、ちょっと不適切ではないかなあと私は思います。間違っていないですか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問にありますように、125cc以下の原動機付自転車等々については、一定の要件を満たすものについては保有を認めても差し支えないということには確かになっております。

その要件は、今4点というふうですが、最低生活維持に活用され、処分よりも保有していることが自立助長等に実効が上がっていること。2番目が、保有が当該地域の一般家庭との均衡を失わないこと。3番目が、自賠償保険や任意保険に加入していること。4番目が、保険料を含む維持費について捻出可能であることというふうになっております。よって、無条件に保有等を認めているものではないことから、誤解を防ぐために、原則的には使用しないように記載をしているものでございます。なお、保有等については個別に相談に応じております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今の答弁で間違いないと私は思いますけれども、ただ、申し上げておきたいのは、この文言は大変誤解を生む文ですよということをやっぱり申しておきたい。これは、原則として使用しないでくださいと言っておるんですよ。要件を満たせば使用を差し支えない

ということであれば、一言御相談くださいとかというふうに書いてあればいいんですけども、これではやっぱりあかんのやないかなと私は思いますので、申し上げておきたいなというふうに思います。

次に、私、この生活保護のしおりを読ませていただきまして、医療にかかったときのさまざまなことが書かれておりますね。3ページですけども。何でこの中に、病院への通院・移送費の支給、これがなぜ書かれていないのか、私は不思議に思います。これ、生活保護を利用されている方については、病院に行きたいけれども、例えばタクシーを使わなきゃならんという場合に、直ちに困ることになるんですよね、行けれへんもんですからね。そういうときに、病院への通院費、移送費というのが支給されるはずですけども、こういうこともぜひ私はここに明記をされておらなあかんというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今ほどの御質問でございますが、表現がされていないことについて、実は、特に他意や理由はございません。現在は、もちろん個別のまた相談に応じておりまして、移送費の給付範囲に該当している方で、主治医の要否意見書を参考に支給を決定しております。しかしながら、今の御質問をいただきまして、確かに記載の重要性というのは大切だなあというふうに認識をいたしておりますので、今後この保護のしおりに移送費の記載を行ってまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 移送費、通院費については何回もトラブルになってきていますので、実際にはね。ぜひ、そこは明記をしていただきたいというふうに思います。

次に、しおりの内容ではございませんが、お尋ねしたいというふうに思います。

生活保護行政について、生活保護を利用されている方々に対してアンケートをこれまで実施されたことがあるでしょうか。私は、生活保護への偏見や誤解をなくしていく上でも、また福祉事務所と生活保護の利用者との信頼関係を築いていく上でもアンケートの実施は大変有効であると思いますけれども、どのようなお考えなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問でございますが、これまでにアンケートを実施したということはありません。また現在においても、今のところ実施する予定はありませんが、御質問のようにメリット等があり、保護の実施上、その必要性があるというふうに考えられる場合につきましては、目的を明確にして、対象者、時期、また設問内容やら、集計方法、公表の可否等を十分に考慮いたしまして、研究をしてまいりたいというふうに考えます。以上

でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ぜひ検討していただければというふうに思います。

生活保護を利用されている方々が、どんな思いで頑張っておられるのか、あるいは福祉事務所に対してどのような意見や要望を持っておられるのか、私は、そういったことが非常に大事なことやなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなあというふうに思います。

私、ちょっと質問ではございませんが、しおりについて、こんなことも思いましたので、申し上げておきたいというふうに思います。

これ、最後にケースワーカーと民生委員の役割があるでしょう、4ページにね。ここに書かないかんことは、ケースワーカー、民生委員の守秘義務、秘密は守りますよということはぜひ書いてもらわんとあかんです。そうしないと、安心して相談ができないじゃないですか。自分のことをしゃべったら、それをばあーっと広められるようなことではあかんわけですね。当たり前のこととして、私はこれは必須条件だと思いますので、ぜひこれは改めていただきたいというふうに思います。

そこで、この守秘義務とは直接関係はございませんけれども、毎日奮闘されておられるケースワーカーや地区担当委員の方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

こうした方々は、今現在何名おられるのか。また社会福祉主事や、それから社会福祉士の資格を持っておられるのは何名なのか、お聞きをしたいというふうに思います。また、ケースワーカーの経験年数ですけれども、3年未満の人は何人おられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問でございますが、この9月1日現在では、ケースワーカーの業務について専任で2人、兼任で3人の計5人が従事しております。その中で、社会福祉主事の有資格者は3人、社会福祉士、国家資格になりますが、この有資格者は1人でございます。なお、現在は無資格でございますが、今年度中に社会福祉主事の資格を取得見込みの者が2人おります。

また、ケースワーカーの経験年数でございますが、3年未満の者については5人中4人となっています。ちなみに、ケースワーカーを指導する立場にあります査察指導員についても、ケースワーカー歴は1年でございます。

このように、経験年数が大変浅い職員が多うございますが、しかしながら、生活保護業務の充実のためには、ぜひいたくなくとは言えませんが、資質や知識を持った職員の配置を人事部局へも要請をしまいたいと思っておりますし、担当部局としても、今後積極的に国や

県の研修への参加、あるいは査察指導員やベテランケースワーカーによる適切な業務指導によりまして、有能なケースワーカーの育成に努めてまいりたいと考えております。なかなか十分とは言えない体制でございますが、部下職員は懸命に頑張っておりますので、皆様におかれましても御指導と御鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ケースワーカーの資格を持っている方は何名かというふうにお聞きしました。やはり専門性は、私は本当に必要だというふうに思います。

もう一つは、今回5人中4人かわられたということですが、かわられると、しかもこれが短期のうちにかわられますと、一番困るのは生活保護を受けておる方なんですよね。今までケースワーカーの人が来て、いろんなことを、自分の秘密のことも含めて話してきたのに、今度新しくなったら全然それが何か伝わっていかないやんかと、それでいいのかと思われているんですね。こういうことがございますので、質問させていただいたわけです。ですから、専門性と同時に、やっぱり2年や3年では短過ぎるということは申し上げておきたいなあと、せめて5年ではないかなあというふうに思いますので、改めていただければというふうに思います。

最後ですけど、先ほど来、私は生活保護のしおりについて質問させていただきました。これ一言で言いますと、生活保護の権利性、生活保護の利用者の方々が持っている権利については大変弱いんです。一方で、義務が強調されております。福祉事務所の権限も強調されまして、保護が受けられるなく場合がありますということを第1項で述べておられますよね。そういったことは、私、改めていただかないかんのではないかなあと思います。少なくとも義務を強調されるのであれば、権利と同等に説明されなければならないということは先ほど申し上げたとおりです。

また、このしおりの文言の中に、私、大変危惧されるのは、本来生活保護を受けられる人が今受けている方々というのは少ないですよね。これ、捕捉率という言葉がありますけれども、日本の捕捉率はどれだけかといいますと、多くてもやっぱり2割なんです。こういうふうに学者の人たちの間で言われています。これはどういうことかといいますと、所得の面からいったら、生活保護水準でありながら、生活保護を受けているのは5人に1人やと、多くてね。こういう実態があると思うんですね。だからこそ、不適切な文言でもって生活保護の理由を遠ざけるようなことがあっていいのかと。私はあかんと思います。ですから、こんな文言でいいのかと、不適切ではないかと、誤解を生むのではないかとということをお聞きしたいわけなんです。ですから、これはいろいろ検討していただいて、改めるものは改めていただきたいというふうに思います。

また、ケースワーカーの守秘義務も明記されておられませんけど、これちょっと失礼な言い方ですけど、これはイロハのイになるわけでしょう。そこら辺が書いてなかったら、やっぱり相談できないですよ。気軽に相談してくださいというふうなことからいいますと、やっぱりそれは書かなきゃならん、最低限必須のことだというふうに思います。

こういったことも踏まえますと、最初に私質問させていただきましたけど、これに対して署名・捺印を求められておりますけど、ちょっと問題があるかなあというふうに思います。それは、私、適切ではないということを最後に指摘させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の小川理君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで、本日に予定いたしました一般質問は全部終了しました。

なお、早朝よりお越しいただきました傍聴の方々、最後までまことにありがとうございました。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午後4時04分